

第4次北杜市地域福祉計画

誰もが安心して暮らせる
住民参加と支え合いのまちづくり



令和4年3月

北 杜 市

はじめに

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、今まで「当たり前」であった日常生活が一変し、働き方や生活様式など、あらゆるものの価値観が大きく変化しています。



コロナの影響は多方面に及び、少子高齢化による人口減少や核家族化の進行により希薄化していた人間関係は、より深刻な状況となっており、社会環境が急速に変化する中、個人や家庭、地域が抱える悩みも複雑化しています。

また、温暖化の進展にともなう大規模災害が日本各地で発生しており、私たちは予測不可能な大転換の時代に生きているといえるでしょう。

このような折に「第4次地域福祉計画」を策定する機会が訪れたことは、今一度「地域福祉」の在り方を見直す好機であると考えます。

この計画は、「誰もが安心して暮らせる住民参加と支え合いのまちづくり」を基本理念に、市民や団体、企業や行政とが協働して地域づくりに取り組むことにより、子どもから大人まで、その人らしい生活が送れ、孤立することなく居場所や役割があり、生きることの楽しさを実感できる北杜市を目指したものです。

「生きることの楽しさ」は、人と人、人と地域がつながり、助け合いながら暮らすことでより実感できることだと考えます。

混迷の時代だからこそ、「つながること」「助け合うこと」の大切さが課題解決の糸口であり、本市の隅々まで浸透することを願ってやみません。市といたしましても『北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜』の実現に向けて、計画の着実な実行を心がけてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました北杜市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、計画策定に御協力いただきました方々に感謝を申し上げますとともに、市民の皆様方の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

北杜市長 上村英司

目次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 地域福祉とは.....	2
3 計画の位置づけと役割.....	4
4 地域福祉に求められる新たな視点「SDGs」との関係.....	6
5 地域福祉を進める重要な視点.....	7
6 計画の期間.....	8
7 計画策定の経緯.....	8
第2章 本市の地域福祉を取り巻く状況.....	9
1 統計データ等から見る地域福祉の状況.....	9
2 調査結果から見る地域福祉の状況.....	21
3 第3次計画の取り組み内容.....	24
第3章 計画のめざす方向.....	27
1 基本理念.....	27
2 計画の基本目標.....	28
3 体系図.....	31
第4章 各主体が取り組む行動計画.....	32
基本目標1 ほがらかに地域を支える人づくり.....	32
基本目標2 暮らしにとけ込む健康・生きがいづくり.....	42
基本目標3 支援が必要な人にとどく地域づくり.....	46
基本目標4 さまざまな支援につながるしくみづくり.....	56

第5章 計画の推進体制.....	63
1 庁内の推進体制.....	63
2 市民・関係団体等と連携した推進.....	63
3 進捗管理.....	64
資料編	65
1 社会福祉法（抜粋）	65
2 第4次北杜市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	66
3 第4次北杜市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	67
4 策定経過.....	68
5 用語解説.....	69

令和4年4月から行政組織が変わります。「第4章 各主体が取り組む行動計画」については、新組織の担当課を記載しています。



第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、子どもや高齢者に対する虐待や自殺者の増加、80代の親が50代の子どもの生活を支えるという8050問題等、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、私たちの生活を脅かす地震や台風などの自然災害、感染症等のさまざまな脅威や不安が高まっています。

こうした状況下において、地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが求められています。

北杜市（以下、「本市」という。）では、住みなれた地域でみんなが安心して暮らせるよう、平成19年3月に「北杜市地域福祉計画」を策定し、その後、5年ごとに計画の評価をした上で、新たな福祉問題への対応や、総合計画と整合性を図り、計画の見直しを行いました。このたび、平成29年3月に策定した第3次計画が令和3年度に終了することから、「第4次北杜市地域福祉計画」を策定しました。

この計画は、第3次計画における取り組みの成果を検証し、近年の社会環境の変化や新たな課題に対応するため令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間としたものです。

第4次計画では、計画基本理念である「誰もが安心して暮らせる住民参加と支え合いのまちづくり」を目指して、これまでの取り組みのさらなる充実を図るとともに、地域福祉の一層の推進を図ります。

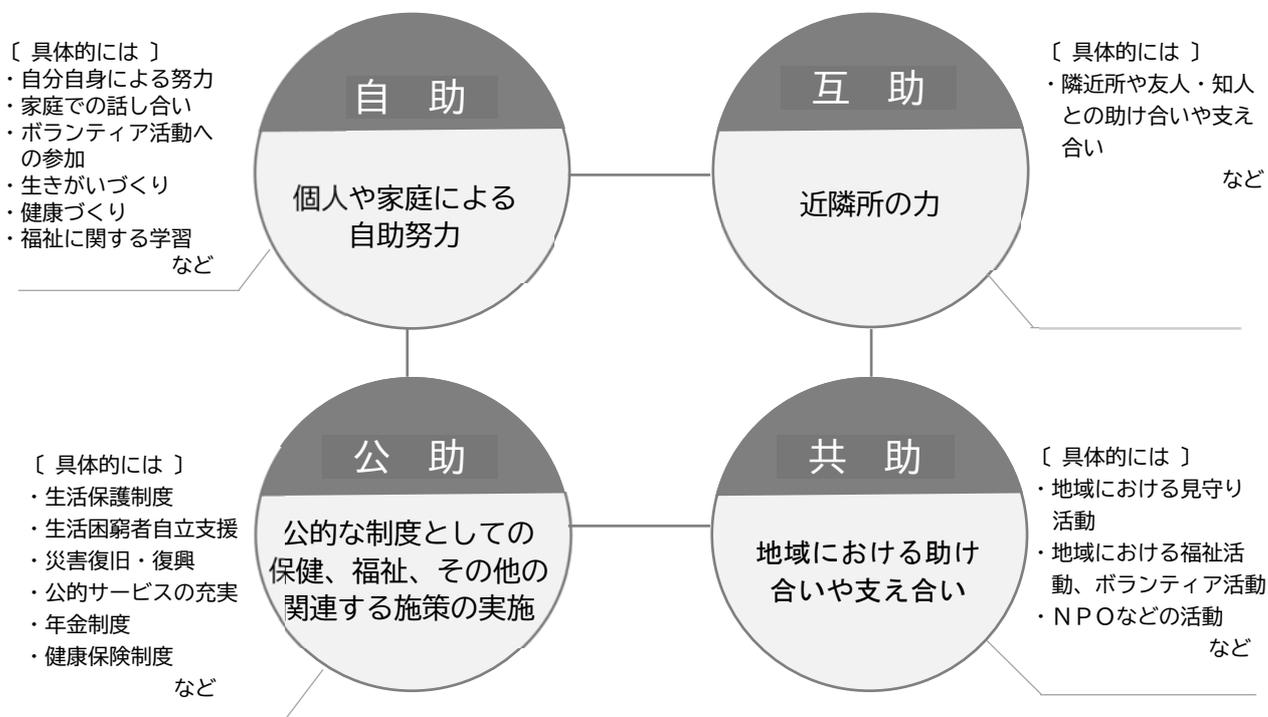
2 地域福祉とは

地域における福祉を取り巻く環境は大きく変わり、介護保険制度や障がい福祉サービスに象徴されるように、一人ひとりが自ら福祉サービスを選び利用することができるようになり、身近な地域社会全体で支援が必要な人たちをさらに支えていくことが求められています。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域の中で、誰もが安心して暮らせるよう、地域に関わる全てのものが主役となって進めていく地域づくりの取り組みのことを言います。

誰でも病気になったり、話し相手が欲しかったり、子育てや介護に悩んだり、日常生活の中でさまざまな「悩み」が生じます。そんな時、地域住民や、友人、知人、市や福祉活動団体、ボランティアなど地域に関わる全てのものが協働し、解決へ向けて支援する仕組みをつくるのが「地域福祉」です。

身の回りで起こる問題はまず、個人や家庭の努力（自助）で解決し、個人や家族内で解決できない問題は隣近所の力（互助）やボランティア、NPOなどの活動（共助）で解決し、地域で解決できない問題は福祉やその他の関連施策や公的制度で解決（公助）する、といった、重層的な取り組みが必要となってきます。

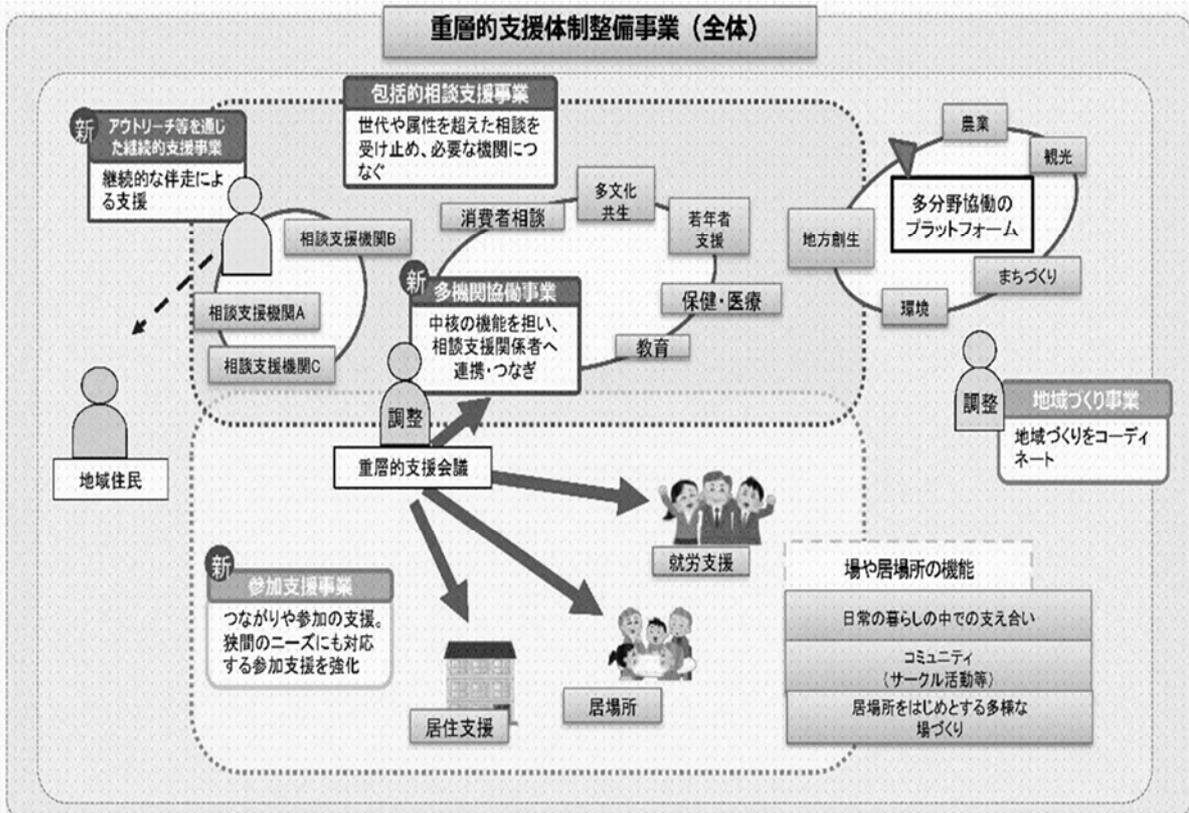


国では、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

その一環として、令和2年6月の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布により、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の整備が推進されています。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等**を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



3 計画の位置づけと役割

(1) 法令上の位置付け

地域福祉計画とは、社会福祉法（以下「法」という。）第 107 条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の促進や、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項について、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために市町村が定める計画です。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

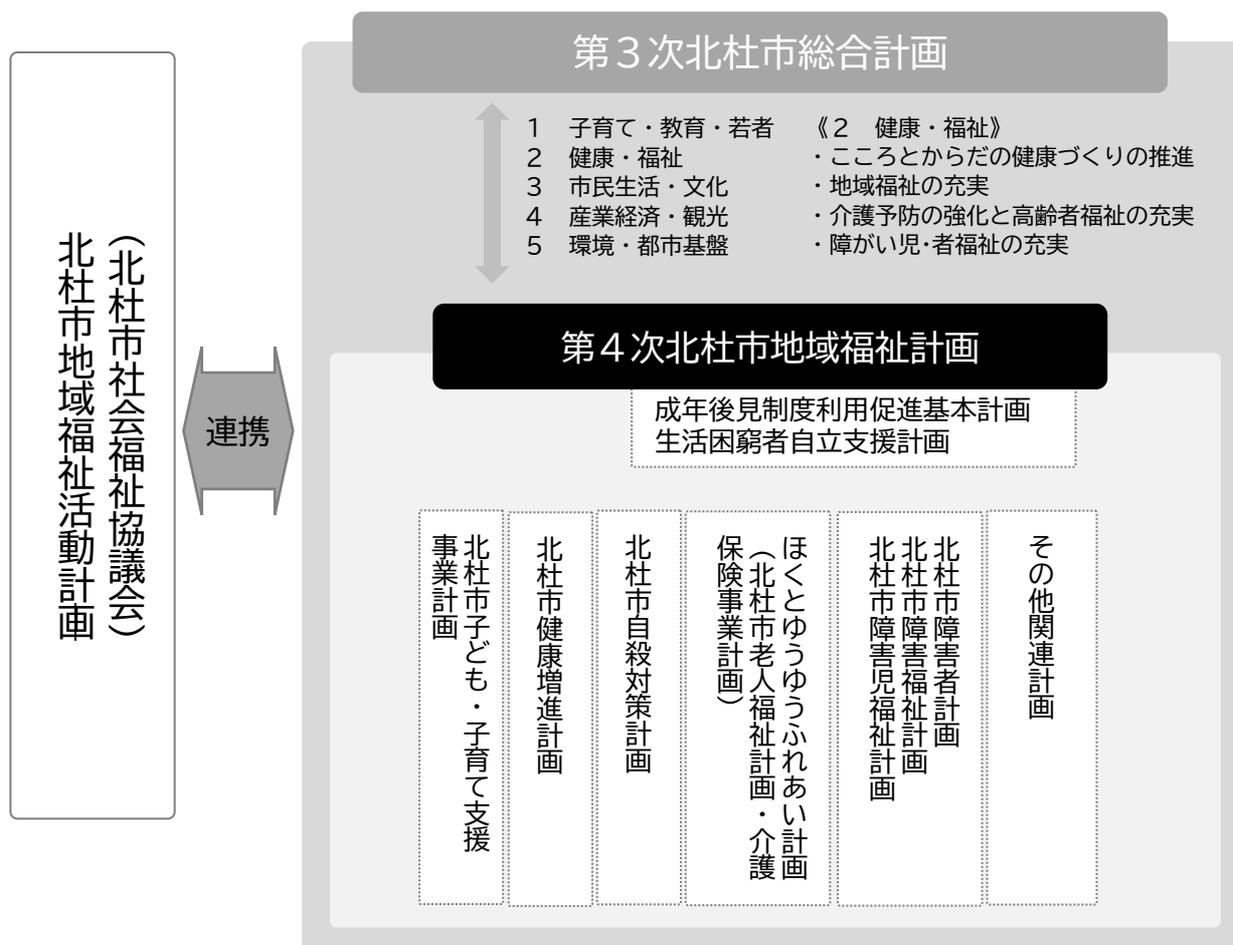
地域福祉計画は、以下の 5 つの事項について具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。（法 107 条）

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合）



(3) 他計画との関連

本計画は、市の最上位計画である北杜市総合計画との整合を保ちながら策定しています。また、地域福祉を推進する観点から、高齢者や障がい者、子どもなど、福祉分野での個別計画の上位計画に位置づけるとともに、男女共同参画、防災、まちづくりなど、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



(4) 成年後見制度利用促進基本計画としての一体的な策定

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）を施行し、これまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図るとしています。また、利用促進法において、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

本市では、成年後見制度についての施策を進めるため、本計画と北杜市成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、取り組むものです。

(5) 生活困窮者自立支援計画としての一体的な策定

生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月に施行され、自立相談支援事業を中心に、子どもの学習・生活支援事業による「場づくり」の具体化や、居住・就労・食料支援といった関係機関とのネットワーク強化を進めてきました。

本市では、多様で複合的な課題を抱え、制度の狭間に陥りがちな生活困窮者への包括的支援を拡充するために、本計画と生活困窮者自立支援計画を一体的に策定し、取り組むものです。

4 地域福祉に求められる新たな視点「SDGs」との関係

SDGs (Sustainable Development Goals の略) とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年までに達成するために掲げた国際目標です。

SDGs は、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための目標とのターゲットから構成されています。この SDGs を達成するための取り組みが、日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGs の理念を最大限反映させることが重要となっています。

北杜市地域福祉計画では、SDGs の視点から、多様性と包摂性のある社会の実現のため、地域にはさまざまな立場の人がいることを理解し、互いに受け止めることで、誰もが安心して暮らせる住民参加と支え合いのまちづくりを目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



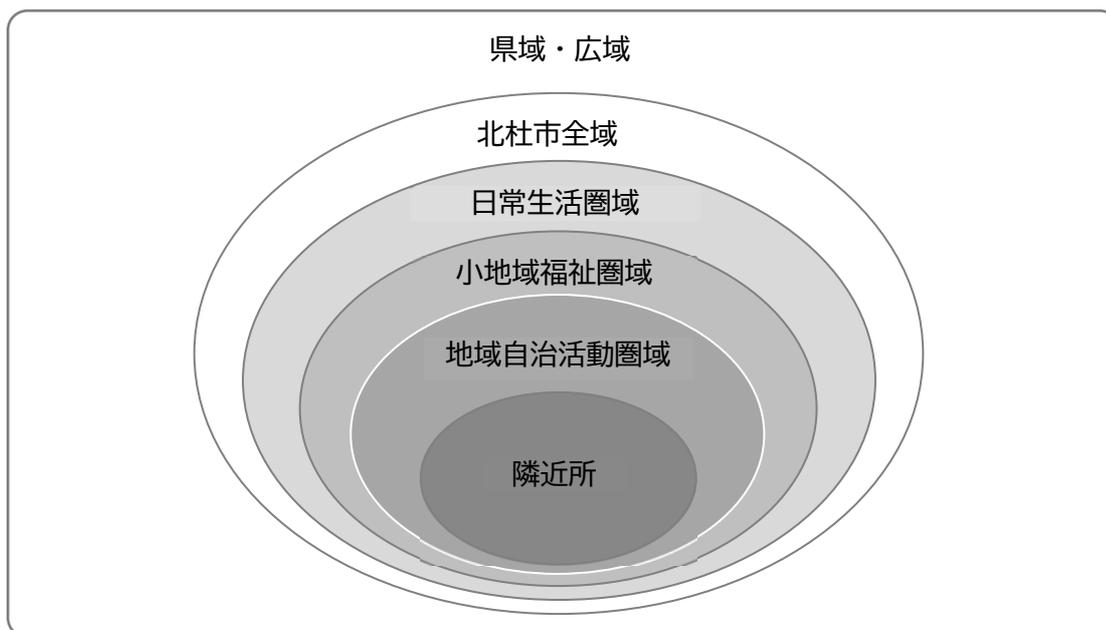
5 地域福祉を進める重要な視点

(1) 圏域の設定

「地域」は、日常的な近所付き合いの小さな範囲から、専門的な支援を行う際の市全体の広い範囲と、さまざまなレベルでの圏域が重層的に存在しています。

地域福祉を進めていくためには、これらの圏域を踏まえた上で、それぞれの圏域において適切な活動を行う必要があります。

圏域	取り組み内容
県域・広域	広域的な調整を含め、県や他自治体との連携、総合的な支援や相談等を展開する範囲
北杜市全域	市全体を捉えて総合的に施策を展開する範囲
日常生活圏域 (北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画による1圏域)	小規模な介護サービスや地域密着型のサービスが受けられる範囲
小地域福祉圏域 (旧町村8圏域)	地域福祉活動に関する連携を行う範囲
地域自治活動圏域 (地区・組・班など)	行事や地域交流、防災防犯の活動を行う範囲
隣近所	あいさつや見守り、声かけなど日ごろの近所付き合いを行う最も身近な範囲



(2) 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している市民全員です。住みなれた地域でみんなが安心して暮らしていくためには、地域社会を構成するすべての人々がともに支え合い、課題を解決していく地域共生社会の実現が不可欠となります。

また、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズに対応するためには、地域の基盤である行政区や自治会、地域で活動する民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人、福祉事業者等の取り組みも重要となります。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担うそれぞれの主体が、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

主 体	期待される役割
市 民	「地域福祉の主役」 地域福祉の担い手の主役として自覚を持ち、日ごろから助け合いや支え合いの活動を行う。
地 域	「地域福祉活動の実践者」 地区・組・班等の行政区や、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人等において、地域全体での福祉活動を積極的に展開する。
福祉事業者	「専門的な福祉サービスの提供」 専門機能を生かしつつ、地域団体等と連携した福祉サービスを提供する。また、福祉従事者等の関係者は、専門職としての視点で地域に意識を向ける。
社会福祉協議会	「地域福祉のコーディネート」 地域団体の連携をコーディネートし、地域福祉活動を推進する。
行 政	「地域福祉の基盤づくり」 地域福祉活動が展開しやすい仕組みや基盤づくりを行う。

6 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、市民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

7 計画策定の経緯

本計画の策定は、学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、住民代表、行政関係者など、幅広い分野の関係者を委員とする「北杜市地域福祉計画策定委員会」において審議されました。

また、計画（案）について、市民意見を聴取するパブリック・コメントを実施し、寄せられた意見を計画に反映しました。



第 2 章

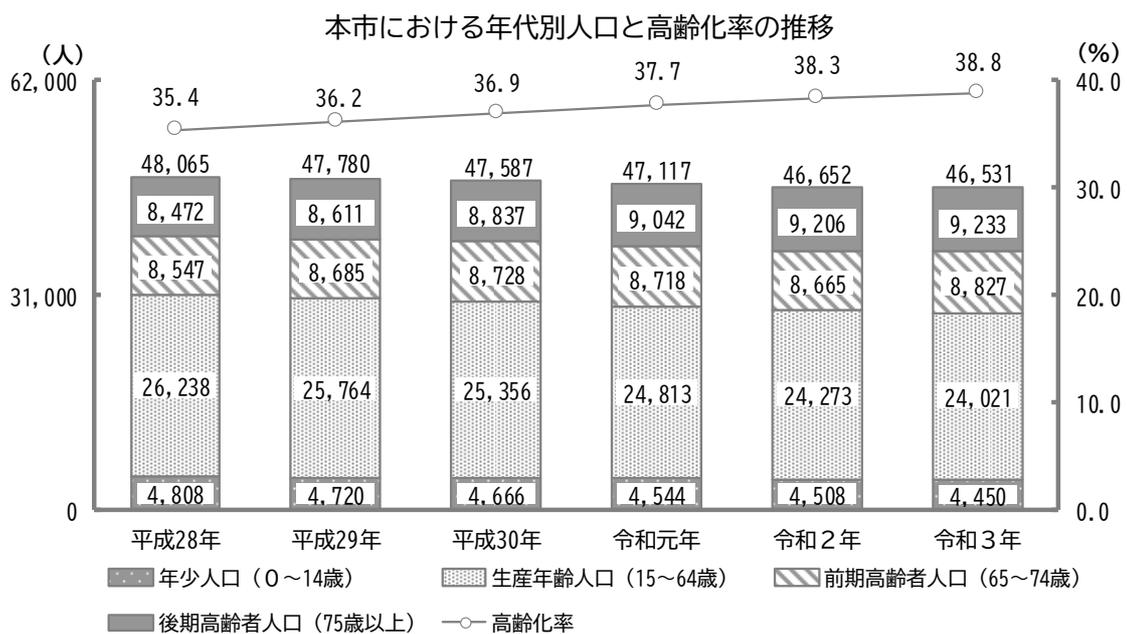
本市の地域福祉を取り巻く状況

1 統計データ等から見る地域福祉の状況

(1) 人口・世帯

① 年代別人口と高齢化率

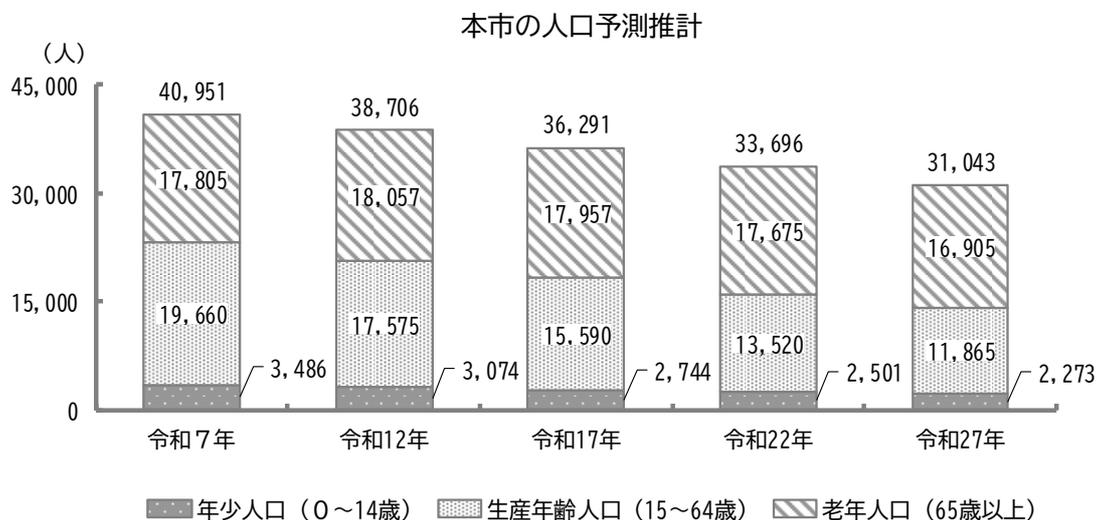
本市の人口は約4.6万人（令和3年）となっており、人口減少が進んでいます。年代別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。一方、65歳以上では、前期高齢者人口（65～74歳）は増減を繰り返していますが、後期高齢者人口（75歳以上）は年々増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

② 人口予測推計

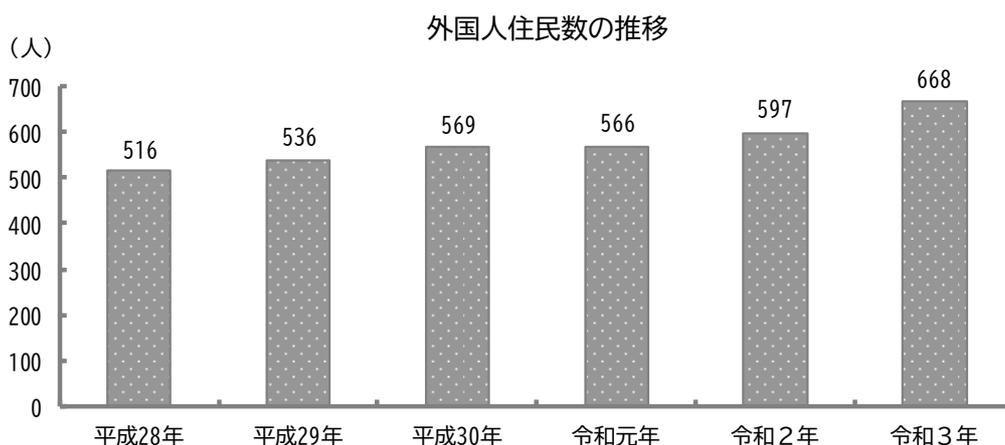
将来の人口推計をみると、各年代で今後人口は減り続けていくことが予測されています。人口減少に対応した施策を検討していく必要があります。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30（2018）年推計）

③ 外国人住民

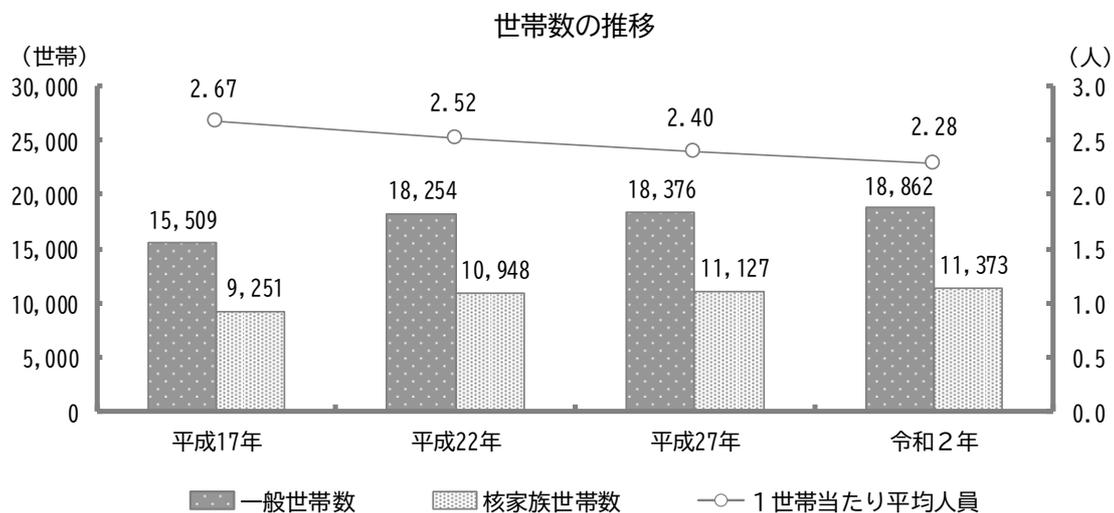
本市の外国人住民数は増加傾向にあり、令和3年で668人となっています。



資料：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

④ 世帯数の推移

本市では、核家族世帯数が増加傾向にあり、令和2年で11,373世帯となっています。一方、1世帯当たり平均人員は年々減少し、令和2年で2.28人となっています。

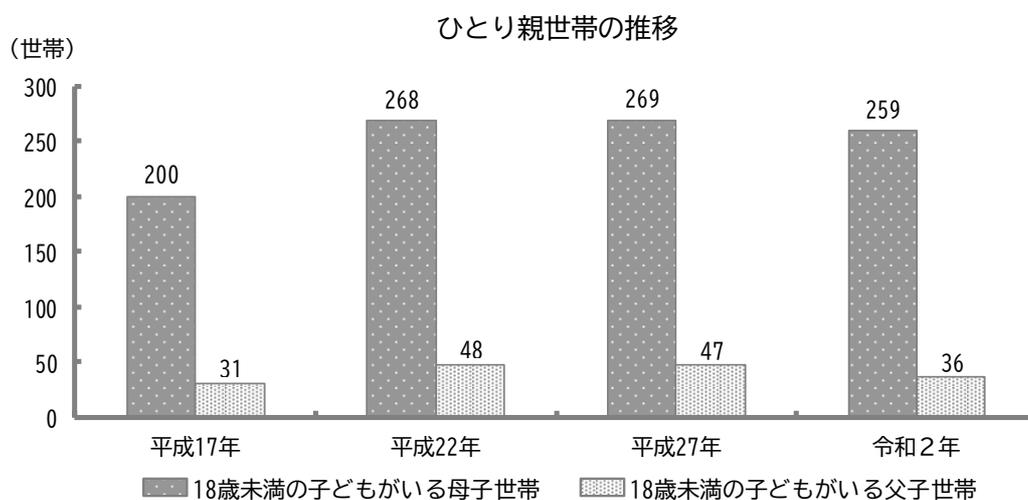


資料：国勢調査

⑤ ひとり親世帯

ひとり親世帯数をみると、18歳未満の子どもがいる母子家庭は、令和2年で259世帯となっており、平成17年から約1.3倍増加しています。

18歳未満の子どもがいる父子家庭は、平成22年以降減少傾向となっており、令和2年で36世帯となっているものの、10年間で約1.2倍増加しています。



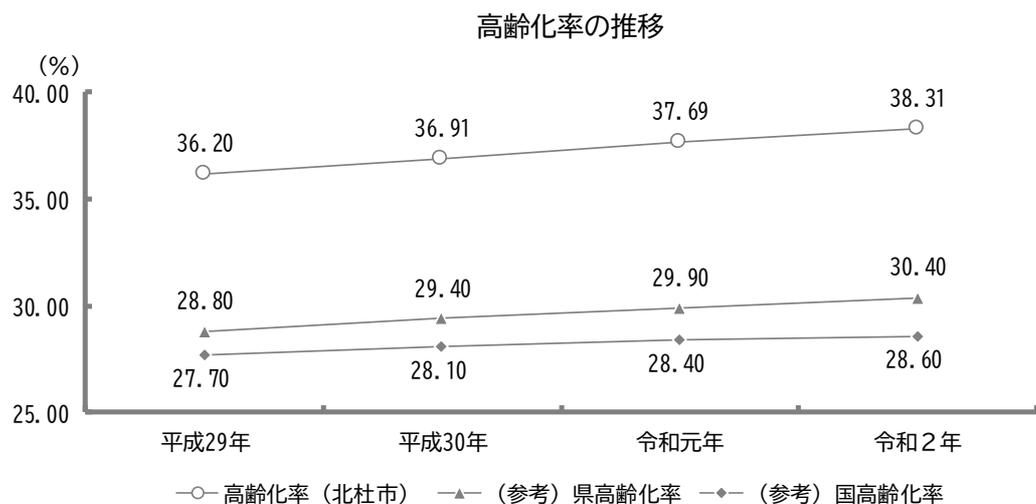
資料：国勢調査

(2) 高齢者

① 高齢化率

本市における65歳以上の人口割合（高齢化率）は38.31%（令和2年）となっており、平成29年から2.11ポイント増加しています。

全国、山梨県と比較しても高い高齢化率となっているため、高齢者に配慮した地域づくりに取り組む必要があります。

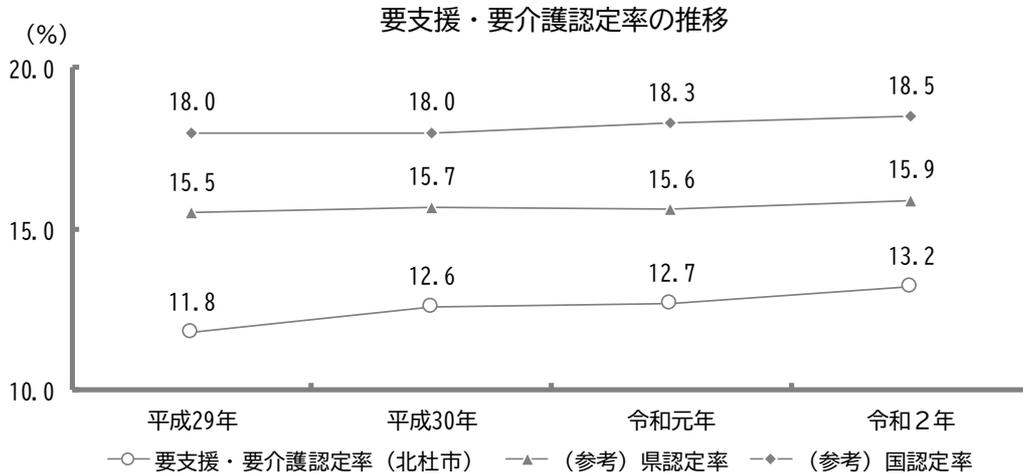


資料：高齢化率（北杜市）＝総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）
（参考）県高齢化率・国高齢化率＝「令和3年度 高齢者福祉基礎調査 概要」
※国高齢化率 平成30年までは総務省「国勢調査」または「人口推計」（確定値）（各年10月1日現在）
※国高齢化率 令和元年～2年は総務省「人口推計」（確定値）（各年10月1日現在）
※県高齢化率 山梨県「高齢者福祉基礎調査（各年4月1日現在）」



② 要支援・要介護認定率

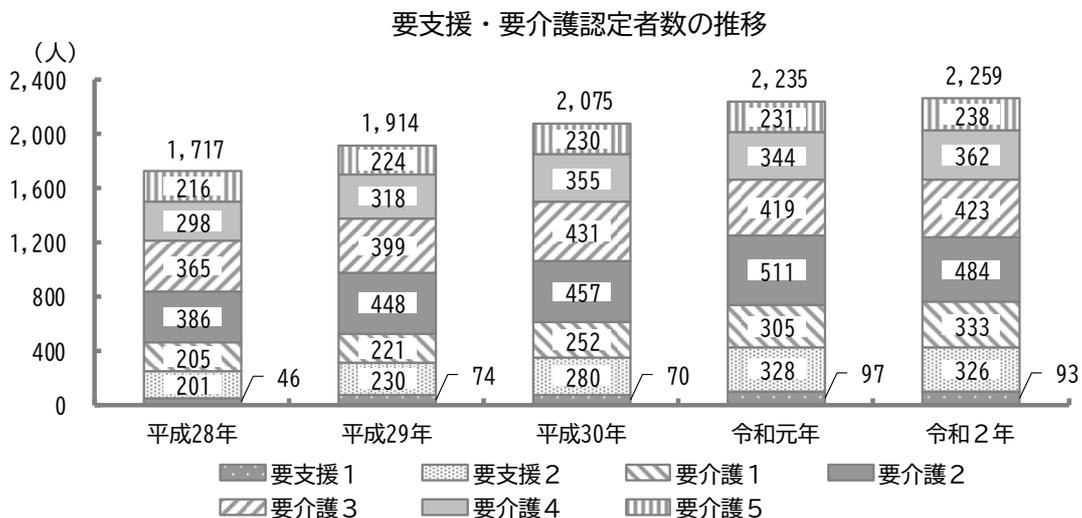
本市の要支援・要介護認定率は令和2年で13.2%となっています。平成29年と比較すると1.4ポイント増加していますが、全国、山梨県と比較すると低い数値となっています。



資料：（参考）県認定率 平成29～30年＝介護保険事業状況報告（各年度末実績）
 （参考）県認定率令和元年～2年＝介護保険事業状況報告（3月月報）
 要支援・要介護認定率（北杜市）＝介護保険事業状況報告
 （参考）国認定率＝介護保険事業状況報告

③ 要支援・要介護認定者

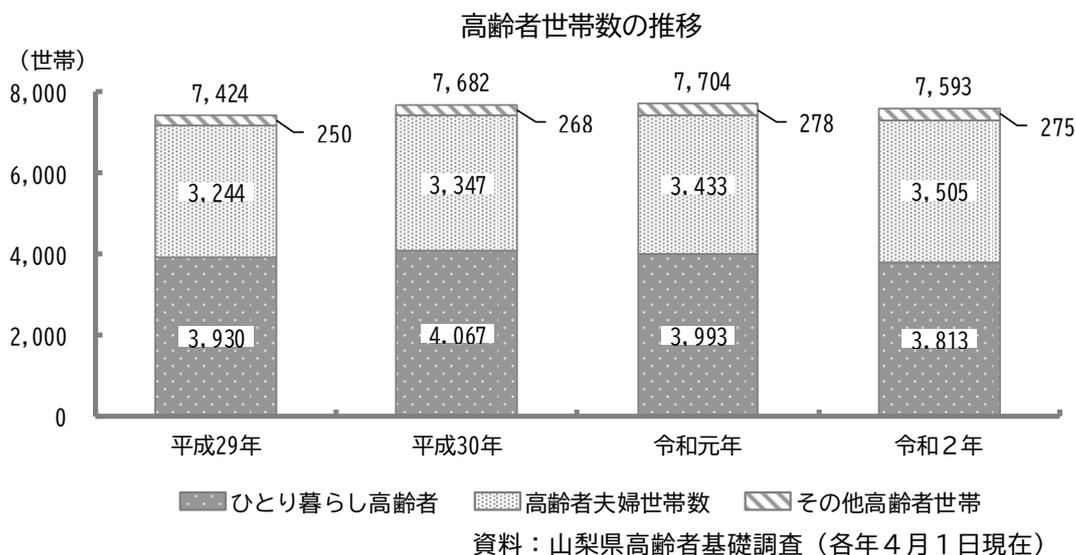
本市の要支援・要介護認定者数の総数は令和2年で2,259人となり、年々増加傾向にあります。要支援1では、令和2年で93人となっており、全体の人数は少ないものの、平成28年から約2倍増加しています。また要支援2、要介護1についても、平成28年から令和2年にかけて約1.6倍となっており、軽度を中心に増加しています。



資料：介護保険事業状況報告（各年度）

④ 本市における高齢者世帯数

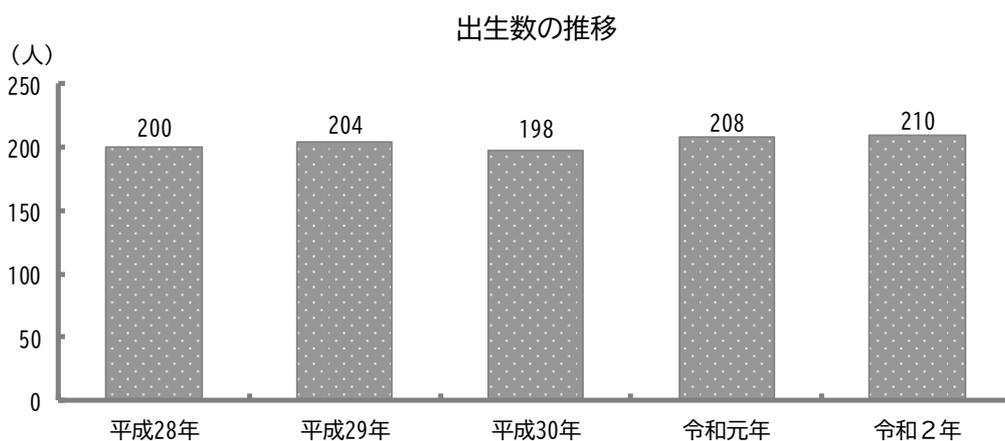
本市の高齢者世帯をみると、平成29年から令和2年にかけて、ひとり暮らし高齢者世帯が減少している一方、高齢者夫婦世帯数は増加しています。



(3) 子ども

① 本市における出生数

本市の出生数は横ばいで、令和2年で210人となっています。

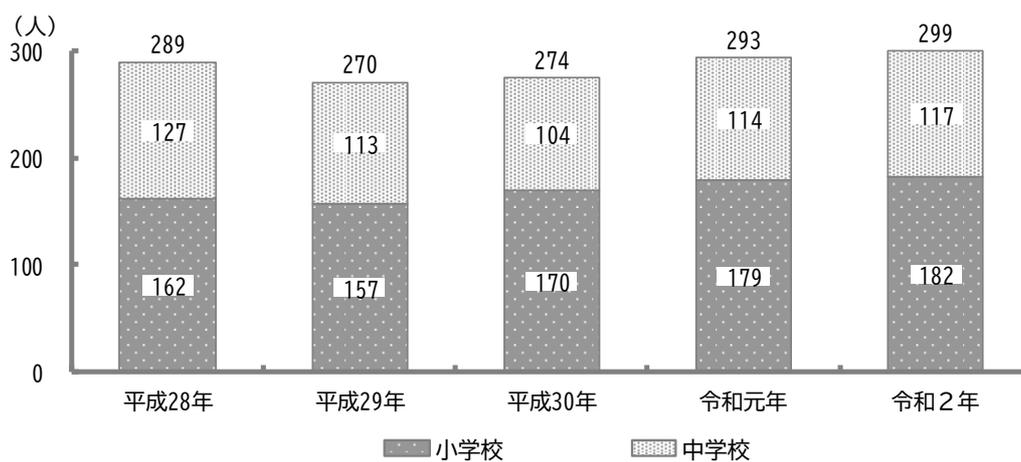


資料：出生数＝山梨県人口動態統計

② 本市における就学援助認定者数

本市の就学援助認定者数は、平成29年で270人となっており、平成27年から減少しているものの、その後増加に転じ、令和2年では299人となっています。

就学援助認定者数の推移



資料：教育総務課（各年3月31日現在）



(4) 障がい者

① 手帳所持者数の推移

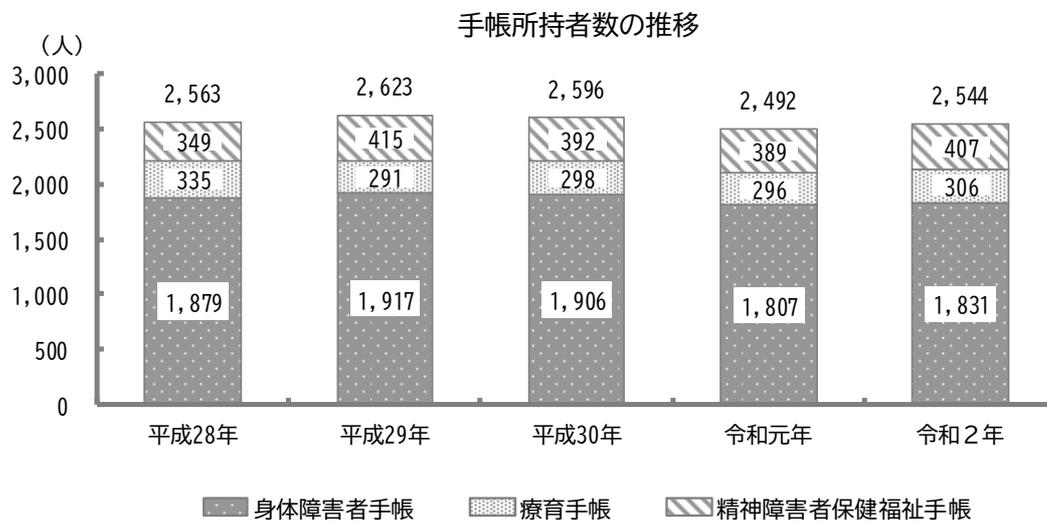
本市の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年で2,544人となっています。平成28年と比較して、身体障害者手帳は48人減少、療育手帳は29人減少、精神障害者保健福祉手帳は58人増加しています。

本市における身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳	1,879	1,917	1,906	1,807	1,831
療育手帳	335	291	298	296	306
精神障害者 保健福祉手帳	349	415	392	389	407
合計	2,563	2,623	2,596	2,492	2,544

資料：福祉課（各年4月1日現在）

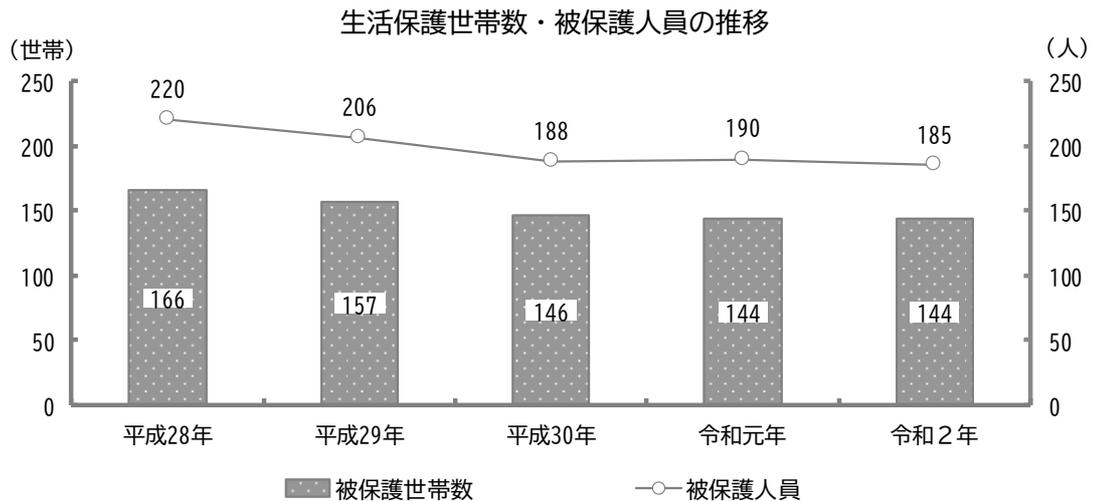


資料：福祉課（各年4月1日現在）

(5) 生活困窮・貧困

① 本市における生活保護世帯数

本市の生活保護受給世帯数は、令和2年で144世帯となっており、平成28年から22世帯減少しています。また、被保護人員についても、令和2年で185人となっており、平成28年から35人減少しています。

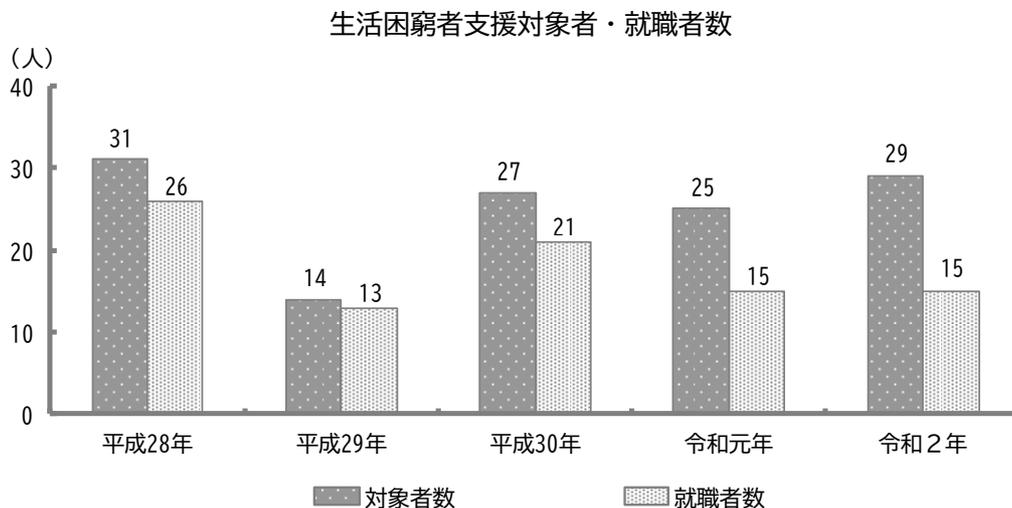


資料：福祉課（各年4月1日現在）

② 本市における生活困窮者の連携支援件数

本市における生活困窮者自立相談支援機関と福祉事務所、ハローワークの3者で連携した利用者数は、令和2年では利用者数29人で就職者数は15人となっています。

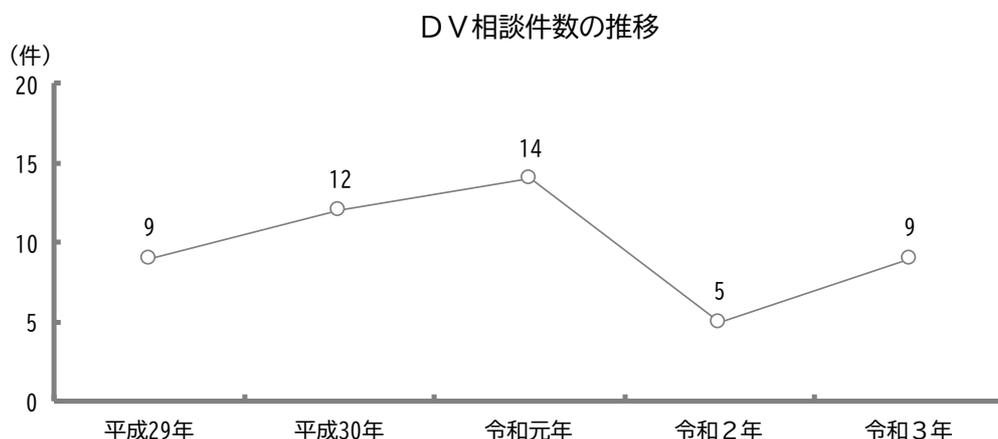
3者の連携を強化することで、生活困窮者への自立に必要な情報の把握と連携に取り組んでいます。



資料：福祉課（各年3月末）

③ 本市におけるDVの相談件数

本市のDV相談件数は令和元年の14件をピークに、令和2年では5件に減少したものの、令和3年では9件となっており、増減を繰り返しています。相談支援体制を強化し、安心して暮らせる地域づくりに取り組む必要があります。



資料：ほくところ元気課（各年3月末）

(6) 行政区加入率

① 本市における行政区加入率の推移

令和2年の市全体の行政区加入率は69.6%となっています。全地区において、平成29年から加入率は下がっています。

地区別行政区加入率

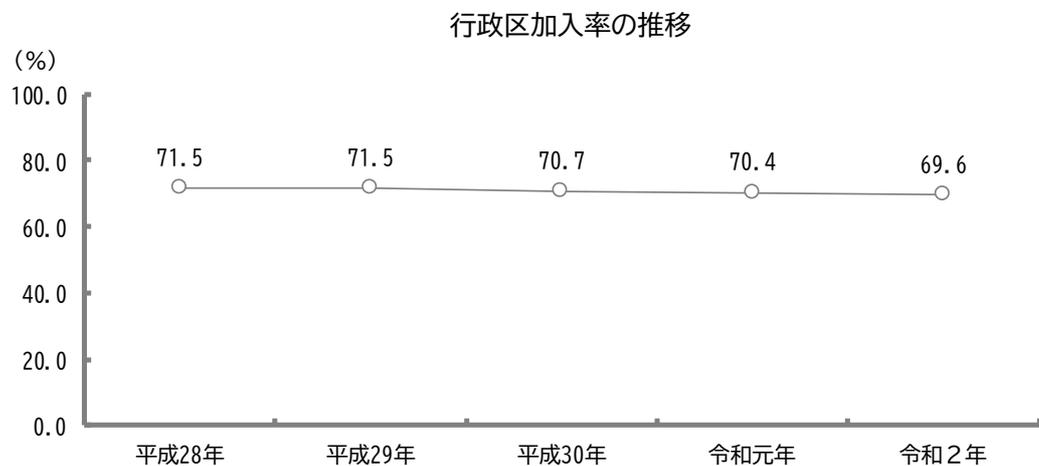
単位：世帯、%

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
	加入世帯	加入率	加入世帯	加入率	加入世帯	加入率	加入世帯	加入率
明野町	1,305	65.4	1,300	64.9	1,301	64.7	1,292	64.4
須玉町	2,350	86.7	2,309	85.7	2,253	85.2	2,231	84.4
高根町	3,469	85.0	3,477	84.4	3,489	84.3	3,487	83.6
長坂町	2,951	69.6	2,971	69.9	2,955	68.8	2,952	68.6
大泉町	1,130	46.9	1,119	45.9	1,109	45.1	1,109	44.2
小淵沢町	1,872	70.2	1,910	70.6	1,922	71.1	1,903	68.7
白州町	1,068	62.3	1,027	59.6	1,029	59.5	1,012	58.5
武川町	949	72.9	929	69.7	937	70.8	936	71.2
全体	15,094	71.5	15,042	70.7	14,995	70.4	14,922	69.6

資料：総務課（各年4月1日現在）

② 行政区数・加入率

本市の行政区数は122区であり、行政区加入率については令和2年で69.6%となっており、平成28年から1.9ポイント減少しています。

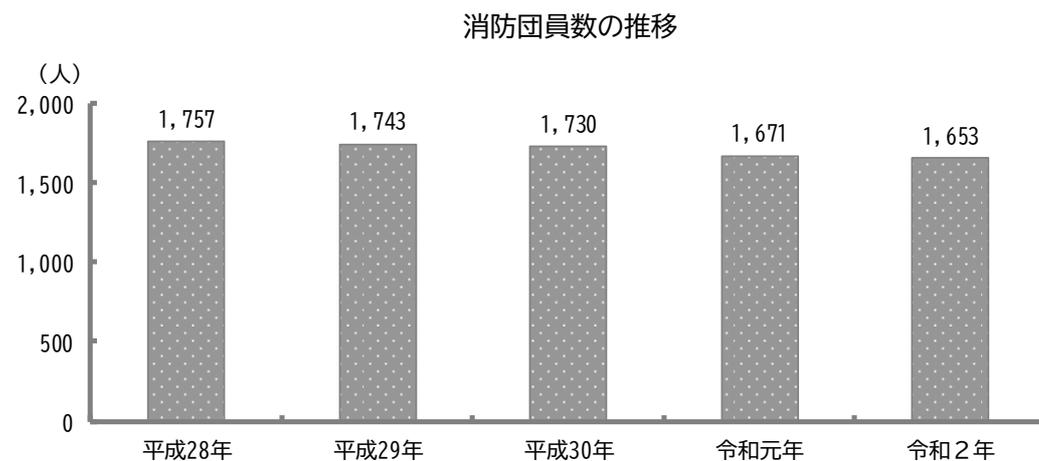


資料：総務課 行政区数（各年4月1日現在）

(7) 消防・防災活動

① 本市における消防団員数

本市の消防団員数は令和2年で1,653人となっており、平成28年から年々減少しています。地域の防災力を高めるため、使命感を持って活動に前向きに取り組む、志ある団員が集える環境づくりと、消防団活動への理解促進が必要です。

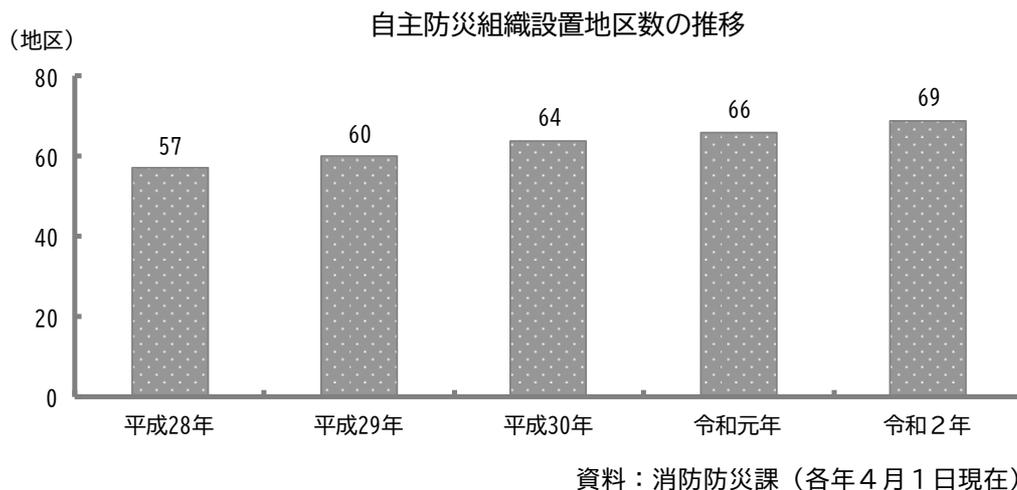


資料：消防防災課（各年4月1日現在）

② 本市における自主防災組織設置地区数

自主防災組織設置地区数をみると、令和2年で69地区となっており、平成28年から1.2倍増加しています。各地域での防災・減災に対する意識が高まっていることがうかがえます。

自主防災組織とは、自分たちが住む地域において、災害による被害を防止し軽減するために、自覚と連帯感に基づき、自主的、自発的に活動する防災組織です。

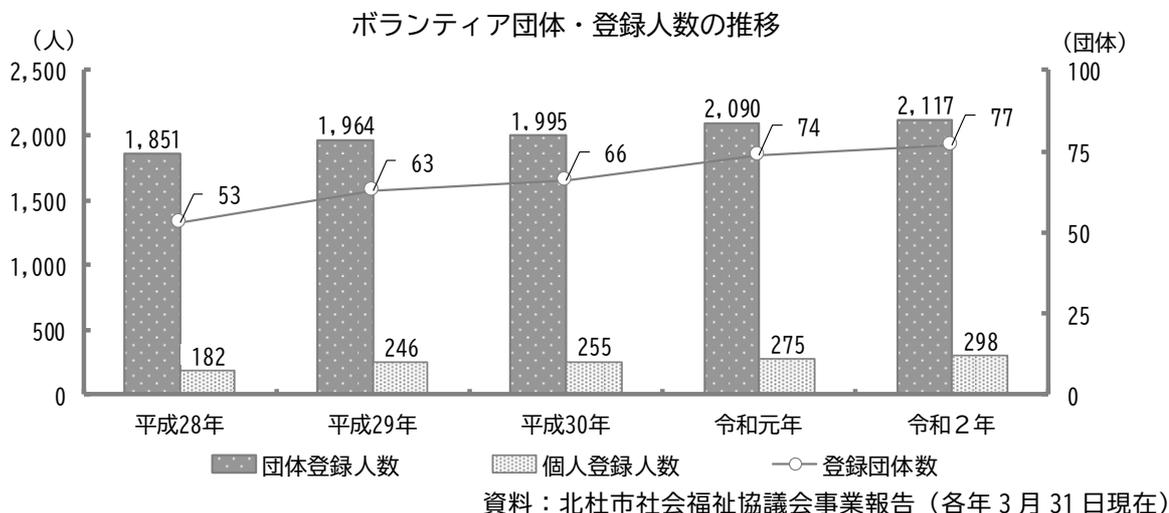


(8) ボランティア活動

① 市内ボランティア団体・登録人数の推移

本市のボランティア団体数は、令和2年で77団体となっており、年々増加しています。また令和2年の団体登録人数は2,117人、個人登録人数は298人となっており、ともに平成28年から年々増加しています。

今後もボランティア活動を活性化し、地域での助け合いの輪が広がることが望まれます。



2 調査結果から見る地域福祉の状況

計画策定の基礎資料とするため、市民をはじめとしたアンケート調査を実施しました。市民調査では、本市在住の方の中から回答していただく方を無作為に選んで調査を実施しました。

《調査対象》

- 市民：本市在住の18歳以上の市民（無作為抽出）
- 団体：民生委員・児童委員、地区代表、各種団体の方
- 市窓口・相談機関：窓口業務を担当する職員

《調査期間》 令和3年8月2日から令和3年8月18日

《調査方法》 郵送による配布・回収、一部直接配付回収

《回収状況》

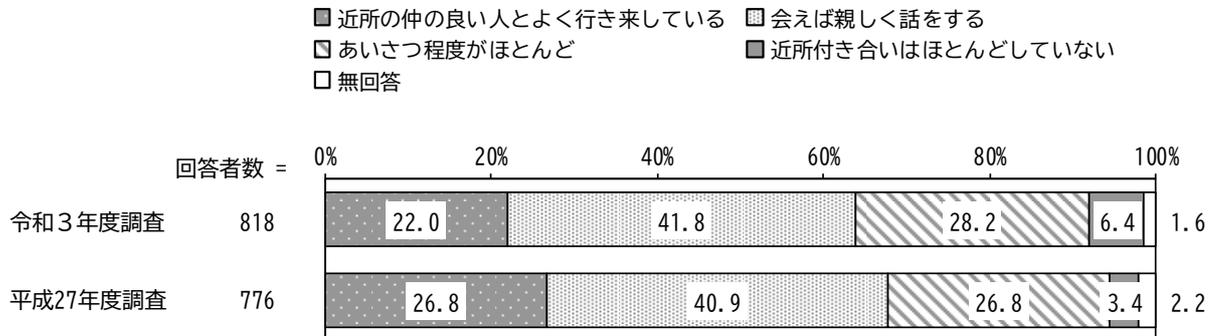
	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	2,000 通	818 通	40.9%
団体	391 通	239 通	61.1%
市窓口・相談機関	47 通	47 通	100.0%

※団体と市窓口・相談機関の詳細

対象	調査方法
①民生委員・児童委員	郵送配付回収
②地区代表（区長、自治会代表者）	郵送配付回収
③関係団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人 峡北地域生活支援システム 杜の風 ・ ワーカーズコレクティブ蒲公英 ・ NPO法人 ワーカーズコープ てつなぎ北杜 ・ 地域サロンそら ・ リレイト ・ 一般社団法人 MAS企画 ・ おしゃべりの会 ・ ボランティア団体（お話サポートなの花の会、男ボラ北杜） ・ でかけ～る（ハナミズキ、さんぽみち） ・ 介護予防サポートリーダー 	郵送配付回収
④市関係窓口 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課 ・ 市民課 ・ 介護支援課 ・ 健康増進課 ・ 新型コロナ対策課 ・ 福祉課 ・ 子育て応援課 ・ ほくとっこ元気課 ・ 各総合支所地域市民課 	直接配付回収
⑤相談支援機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ ほくとハッピーワーク ・ 地域包括支援センター ・ 社会福祉協議会 ・ 北杜市教育支援センターエール ・ かざぐるま ・ 子育て世代地域包括支援センター ・ 生活困窮者自立支援相談機関 	直接配付回収

① 近所付き合いの程度について

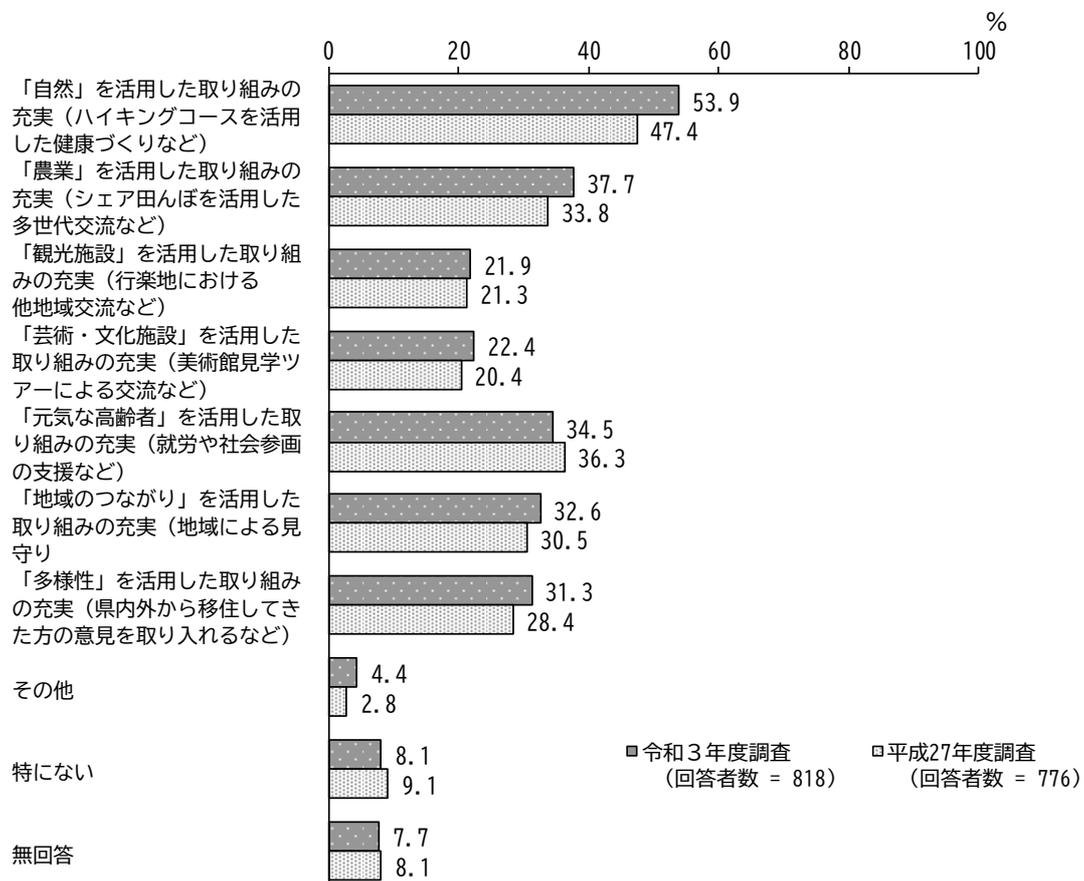
「会えば親しく話をする」の割合が41.8%と最も高く、次いで「あいさつ程度がほとんど」の割合が28.2%、「近所の仲の良い人とよく行き来している」の割合が22.0%となっています。



② 地域福祉の充実に向けた北杜市の地域資源を活かした取り組みについて

「自然」を活用した取り組みの充実(ハイキングコースを活用した健康づくりなど)の割合が53.9%と最も高く、次いで「農業」を活用した取り組みの充実(シェア田んぼを活用した多世代交流など)の割合が37.7%となっています。

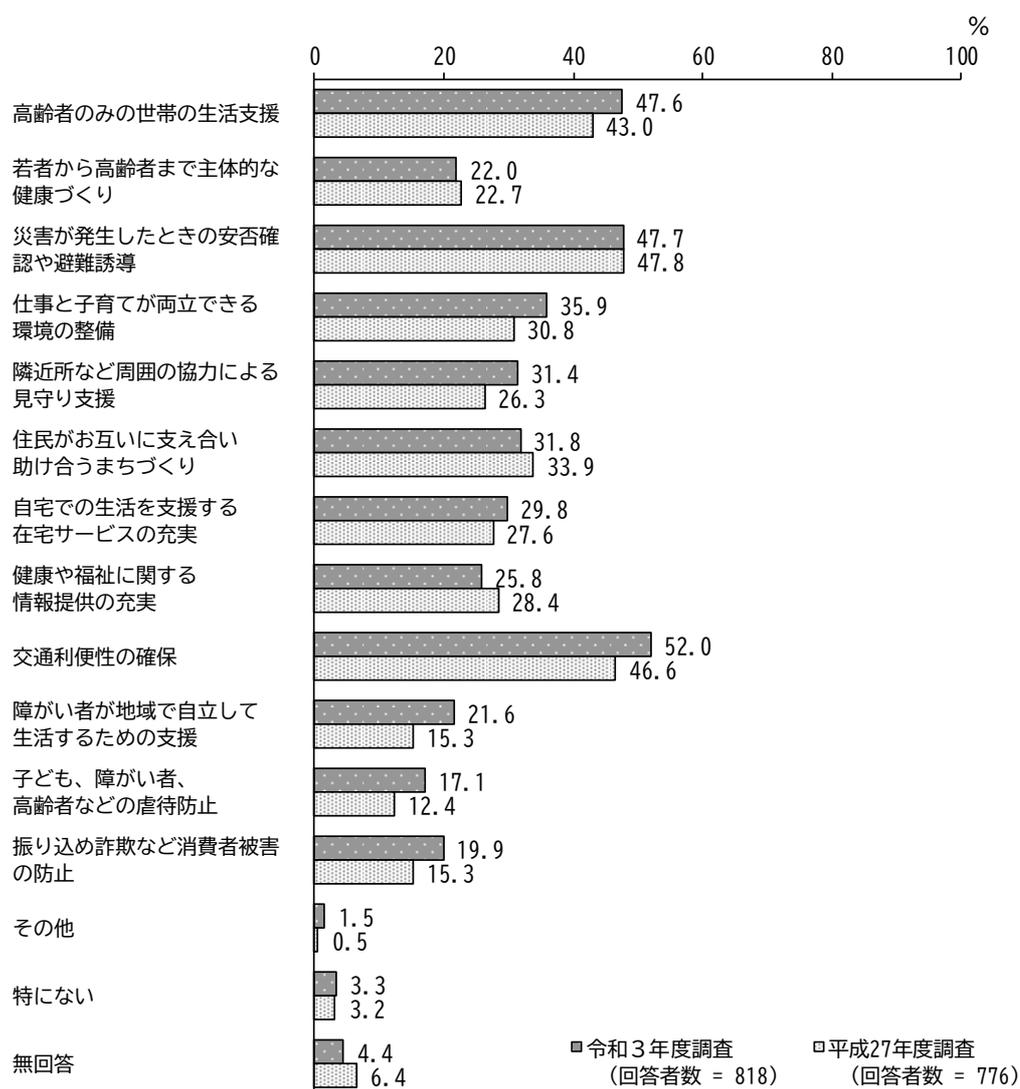
平成27年度調査と比較すると、「自然」を活用した取り組みの充実(ハイキングコースを活用した健康づくりなど)の割合が増加しています。



③ 地域で優先的に充実させるべき福祉の取り組みについて

「交通利便性の確保」の割合が52.0%と最も高く、次いで「災害が発生したときの安否確認や避難誘導」の割合が47.7%、「高齢者のみの世帯の生活支援」の割合が47.6%となっています。

平成27年度調査と比較すると、「仕事と子育てが両立できる環境の整備」「隣近所など周囲の協力による見守り支援」「交通利便性の確保」「障がい者が地域で自立して生活するための支援」の割合が増加しています。



3 第3次計画の取り組み内容

関係各課のヒアリングを通じて、第3次計画の振り返りを行い、第4次計画に引き継ぐ課題を整理しました。

基本目標1 つながる・ほくと（助け合い・交流が活発なまち）

「基本施策① 身近な福祉・知る福祉・見える福祉」についての課題

<p>第3次計画の方向性 (地域や団体、行政の取り組み)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の情報は福祉に関係する当事者だけでなく、広く市民に福祉の情報を知ってもらい、福祉の取り組みを身近に感じていただくことで、地域福祉の取り組みをさらに広げていく。 ○市民や団体等が福祉に関する情報を容易に取得できるよう、分かりやすい情報発信に取り組みとともに、福祉に関する情報を整理し、円滑に提供できる仕組みづくりに取り組む。
<p>主に取り組んできたことと課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校の担当教諭と一緒に企画立案し、福祉教育を推進した。 ・介護予防の啓発をウェブ上で動画の配信等の手段で行った。視聴した人の反応が実際に見られないため、健康づくりやフレイル予防について理解がされているのか評価が難しい。 ・市政報告会及び講演会は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、新たな情報発信の方法を検討していく必要がある。

「基本施策② 声かけ・助け合いの促進」についての課題

<p>第3次計画の方向性 (地域や団体、行政の取り組み)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の实情に即した福祉ニーズに対応するためには、地域のつながりをさらに強化し、共に助け合う地域福祉の推進が求められている。そのため、日ごろから声かけを行うとともに、日常生活における些細な困りごとを地域の中で対応していく風土づくりが必要。 ○地域の中で助けを必要としている人に対して、どのような支援をすれば良いか分からないなど、支援の手が行き届いていないことを想定し、近所で困っている人の情報共有に取り組む。また、社会的孤立を防止するため、時には積極的に関与する「おせっかい」な取り組みをするなど、地域で身近な支援について検討する。
<p>主に取り組んできたことと課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各部署、事業者との連携を図り高齢者や児童の見守りを円滑に行うことができた。 ・地域包括支援センターでは安否不明の相談が増えている。高齢者が増え独居世帯も増加しているため、マンパワー的に常時対応できる環境が整っていない。全ての65歳以上の方（特に認知症高齢者、独居高齢者、高齢者世帯、障がいの子供世帯）は普段から身寄りを記入したものを災害キットの中に入れて保管する（毎年更新）仕組みが必要。また、見守り体制の強化が必要。 ・新型コロナウイルスなどの感染症の発生により乳幼児を抱える母親の行き場がなくストレスにつながった。感染対策を取りながら地域での見守り、声かけ、居場所づくりが必要。 ・ふれあいペンダントについては、介護支援課や民生委員・児童委員との連携を図り、必要な方へ適切な支援ができるよう市民への周知方法を検討し、事業を継続する。

「基本施策③ 集まる・交流するコミュニティづくり」についての課題

<p>第3次計画の方向性 (地域や団体、行政の取り組み)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い世代が地域で共生していけるように、地域住民の世代を超えた交流を促進し、多世代が協働する地域づくりを推進していくことが求められている。 ○地域活動の第一歩として、市民が組、自治会等の行政区に加入することが重要。また、地域のつながりを維持していくために、市民が地域の行事等に積極的に参加できる環境づくりに努める必要がある。
<p>主に取り組んできたことと課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区について概要の案内だけでなく、転入者が居住する地区の具体的な情報提供ができる仕組みが必要。 ・転入時に地区に加入しないと地域の方との交流が少ないか全くない状況になる。配偶者が死亡し独居になった時に生活の困りごとが発生しても相談先がわからず課題が大きくなってしまふことがある。高齢者が転入する時は地区に加入し、地域と交流を持つことの必要性を周知する必要がある。

基本目標2 かつやく・ほくと（健康で元気に活躍できるまち）

「基本施策① 健康・生きがい・活躍の場づくり」についての課題

<p>第3次計画の方向性 (地域や団体、行政の取り組み)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がいのある人も個々のできる範囲でのボランティア活動や就労を通じて、「生きがい」を持った生活ができるよう、社会に参画しやすい仕組みを作る。また、個々が持つ能力を最大限に生かすには、それぞれにあった活躍の場をコーディネートする必要がある。
<p>主に取り組んできたことと課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年々サポートリーダーの登録数を増やすことができているが、地域により登録者数に差があること、また登録者の高齢化により活動が出来る人が限られてきていることから、今後も更なる増員を図る必要がある。 ・食生活改善推進員の新規会員を増やして活動の場をさらに増やしていくことが求められている。 ・認知症サポーターの養成数は増えているが、一般の方を増やす必要があり、一般向けの養成講座を継続して行う必要がある。また、キャラバンメイトのフォローアップも継続して行っていく必要がある。

「基本施策② ボランティア活動の活性化」についての課題

<p>第3次計画の方向性 (地域や団体、行政の取り組み)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代を担う若者から豊かな経験を持つ元気な高齢者まで、幅広い世代において地域を支える専門性の高い人材の育成に取り組むとともに、ボランティア活動が生活の一部として行なわれる地域づくりにも取り組む。 ○地域福祉における重要な役割を担うボランティア団体の活動を充実させるためには、自主的な活動グループの立ち上げ支援や、団体ごとに抱える課題に対する多様な支援を行う。
<p>主に取り組んできたことと課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年々ボランティア数は増加してきているが、よりボランティアが活動しやすい支援が行えるよう受入施設の幅を広げるとともに、ポイント制度の見直しも行いながら、ボランティア報酬のあり方と併せて活動内容の検討をしていく必要がある。また、情報誌やセミナーについても、ボランティアや施設の声を反映できるような魅力ある冊子の作成及びセミナーが開催できるよう取り組んでいく必要がある。 ・スタッフの高齢化、組織の維持が課題。 ・ボランティアボードを活用し、情報提供を行う。今後はさらに情報提供できるよう、周知方法を工夫する必要がある。

基本目標3 あんしん・ほくと（誰もが安心して生活できるまち）

「基本施策① 地域住民による防災・防犯対策の充実」についての課題

第3次計画の方向性 (地域や団体、行政の取り組み)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な避難行動要支援者を地域で把握し、適切かつ確に避難支援が行える体制を整備する。 ○ 高齢者や障がい者など、消費者被害に遭いやすい人の見守り活動等を地域全体で図る。
主に取り組んできたことと課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内地域において、災害に対する意識に大きな差ができていたため、一人ひとりの意識改革と市内全域での自主防災組織の育成が必要。 ・ 防災ママのネットワークを活用し、減災情報を市内の子育て世帯へ周知する必要がある。

「基本施策② 生活の不安を軽減する支援の充実」についての課題

第3次計画の方向性 (地域や団体、行政の取り組み)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障がい者など移動が困難な人に対して、買い物支援や移動支援の充実、交通弱者にやさしい交通体系の整備を図る。 ○ 移動の不便さに伴う生活のしづらさの軽減策について、それぞれの地域の実情に即した対応を検討し、宅配サービスや移動販売の利用、乗り合いなど、新たな移動支援の取り組みを地域で実践する。 ○ 孤立する家庭や生活に困窮する世帯に対して、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う体制の構築を図る。
主に取り組んできたことと課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も買い物支援として、商工会、民生委員・児童委員と連携しながら移動販売業者及び宅配事業者の情報収集を行い、情報提供に努めることが必要。 ・ バスは自家用車に利便性が劣るため、いかにバスを利用してもらうかについて検討していく必要がある。

「基本施策③ 相談体制・福祉サービスの充実」についての課題

第3次計画の方向性 (地域や団体、行政の取り組み)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介助者同士の交流促進や相談事業の強化など、介助者の支援に取り組む。 ○ 判断能力が不十分な人が適切にサービス等を受けられるよう、成年後見制度など福祉制度の活用促進を図る。 ○ 行政では、利用者にとってわかりやすい情報の提供を行うとともに、相談しやすい窓口づくりに取り組む。また、複合的な問題に対して総合的に対応できるよう、福祉サービスの充実や質の向上、他機関との連携による切れ目のない支援体制の構築に取り組む。
主に取り組んできたことと課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの課題を抱える方が増加、思想もさまざまであり画一的な事業では対応できない場合がある。個々に対応できる地域の社会資源の創設も必要。 ・ 介護者同士の交流の機会が少なくなっており、介護者の集いの場を通して、交流の機会を作る必要がある。介護者の精神的負担の軽減が出来るようにする。 ・ 成年後見制度利用を促進するための中核機関の設置に向け、関係機関との協議を重ねていく必要がある。



計画のめざす方向

1 基本理念

第3次計画では、北杜市に住むすべての人が、安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、地域福祉の推進に取り組んできました。

第4次計画では、第1次から第3次計画の考え方を踏襲しつつ、一層の地域福祉の推進に取り組んでいきます。

【 基 本 理 念 】

誰もが安心して暮らせる 住民参加と支え合いのまちづくり

「北杜市人口ビジョン」において、年少人口（15歳未満）は、昭和35年から平成22年までの50年間で1/4減少し、生産年齢人口（15歳～64歳）は、近年まで横ばいで推移してきているものの、平成22年以降は減少に転じ、今後も減少が続く見通しとなっています。一方、老年人口（65歳以上）は、生産年齢人口が順次老年期に入っていくこと、また、豊かな自然環境を求めて転入が増加したことから、一貫して増加を続けています。特に若い世代が減少し続けることで、まちの活力低下が懸念されています。

将来に亘って市民が幸せを実感するためには、大きく変化していく社会情勢を好機として捉え、市民自らが地域の将来に着眼し、ポストコロナの社会を見据えた上で、自らが地域につながり、地域住民や地域の課題を「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、連携して課題に取り組む地域を創っていくことが必要です。

このようなまちづくりを進めていくためには、地域住民をはじめ、地域を構成するさまざまな主体や団体、行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。誰もが安心して暮らせるように「市民・家庭」「地域の組織・団体等」「行政」の三者がそれぞれの役割を担い、協力し、協働する地域の仕組みを構築する「住民参加と支え合いのまちづくり」を進めていきます。

2 計画の基本目標

基本理念の実現にあたり、次の4つを重点的な基本目標として設定し、基本目標別に持続可能な開発目標（SDGs）と関連付けました。

北杜市で誰もが安心して暮らせるための4つの目標

- ① ほがらかに地域を支える人づくり
- ② らしにとけ込む健康・生きがいづくり
- ③ 支援が必要な人に④ どく地域づくり
- ④ さまざまな支援につながる⑤ くみづくり

基本目標1 ほがらかに地域を支える人づくり

自分が暮らす身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、地域全体で解決につなげていくことが重要です。しかし、市民一人ひとりの意識も多様な中で、目標に向かって意識を高めていくことは一筋縄ではいきません。そのため、市民の福祉意識をより高め、地域での交流の機会を増やし、人と人との絆を強めていきます。さらに地域福祉コミュニティの醸成を図り、地域での助け合い、支え合いを促進します。

- 基本施策（1）助け合い、支え合うコミュニティづくり
（2）地域を支えるボランティア活動の活性化
（3）地域における見守り体制の強化

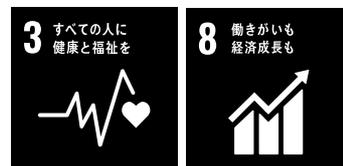
[持続可能な開発目標（SDGs）]



基本目標2 くらしにとけ込む健康・生きがいづくり

市民一人ひとりが地域の担い手として積極的に活動に参加するため、子どもから高齢者まで、みんなが生きがいを持って健康で元気に活躍できるまちづくりに取り組みます。

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



基本施策(1) 健康づくりと生きがいづくりによる地域活動の推進

基本目標3 支援が必要な人にとどく地域づくり

誰もが地域でいつまでも安心して暮らせるよう、災害への備えとして、自助力、共助力向上のため公助の支援を継続します。

また、生活の不安を感じている人をはじめ、支援が必要な人に、適切な支援が行き届く環境を整備します。

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



- 基本施策(1) 減災力の強いまちづくり
- (2) 生活の不安を軽減する支援の充実
 - (3) 人権擁護と権利擁護の充実



基本目標4 さまざまな支援につながるしくみづくり

誰もが福祉等の必要な情報が得られるよう、わかりやすい情報提供を図るとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や複雑化・多様化する問題に対応する相談支援体制の充実を図り、さまざまな支援につなげます。

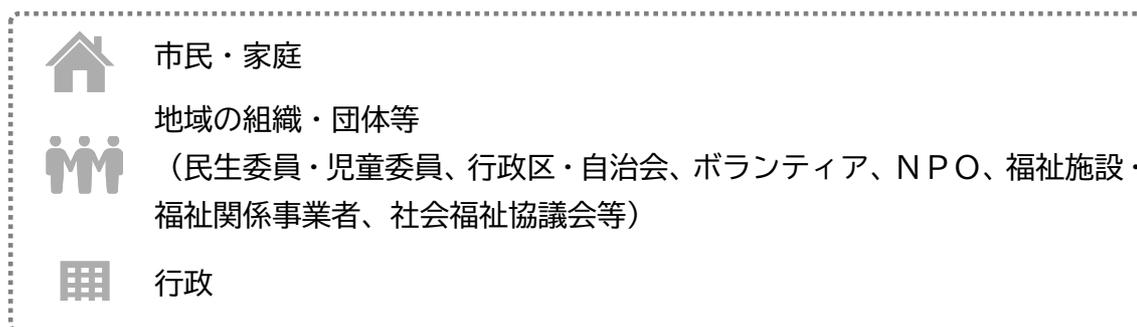
また、生活困窮者やひきこもり等、制度の狭間にいる方に対し必要な支援ができるよう、関係機関等の支援ネットワークづくりをさらに進めていきます。

[持続可能な開発目標 (SDGs)]



- 基本施策 (1) 包括的な相談・支援体制整備の充実
- (2) 福祉情報の提供体制の充実
- (3) 福祉サービスの充実

※第4章では、上記の基本目標及び基本施策ごとに以下の三者のそれぞれの取り組みを示しました。



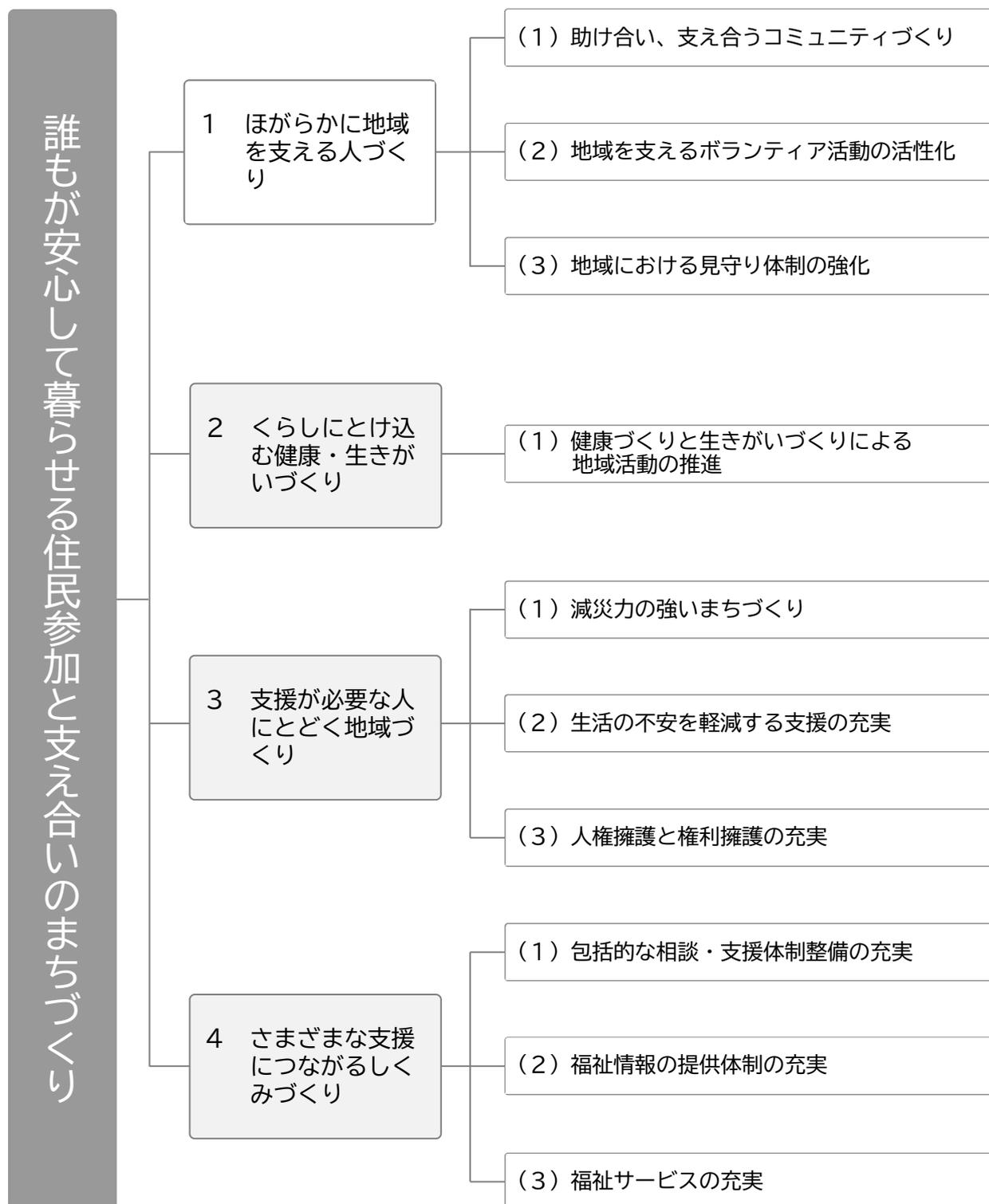
3 体系図

計画の全体像を示す体系図は、以下の通りです。第4章では施策ごとに「市民・家庭」「地域の組織・団体等」「行政」の三者のそれぞれの役割を示しました。

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]





各主体が取り組む行動計画

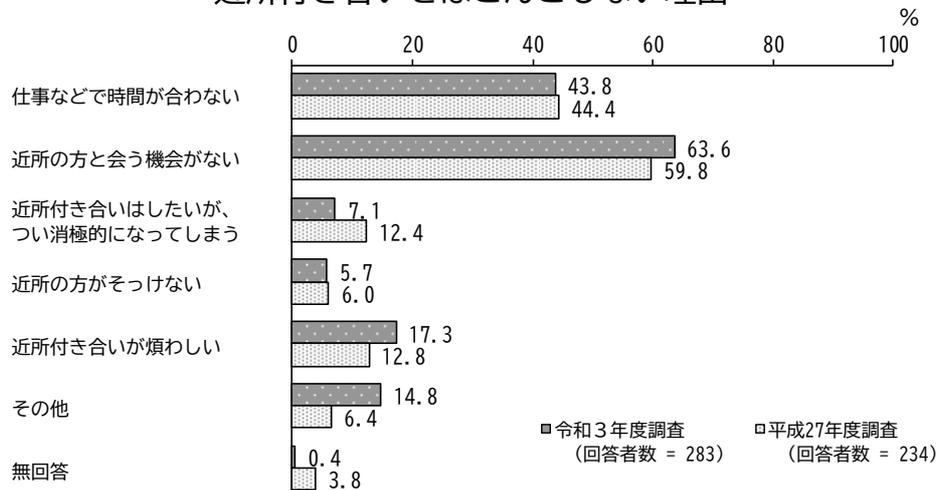
基本目標1 ほがらかに地域を支える人づくり

「基本目標1 ほがらかに地域を支える人づくり」に該当するアンケート調査等からの現状と課題は以下の通りです。

【 市民アンケート調査からの現状 】

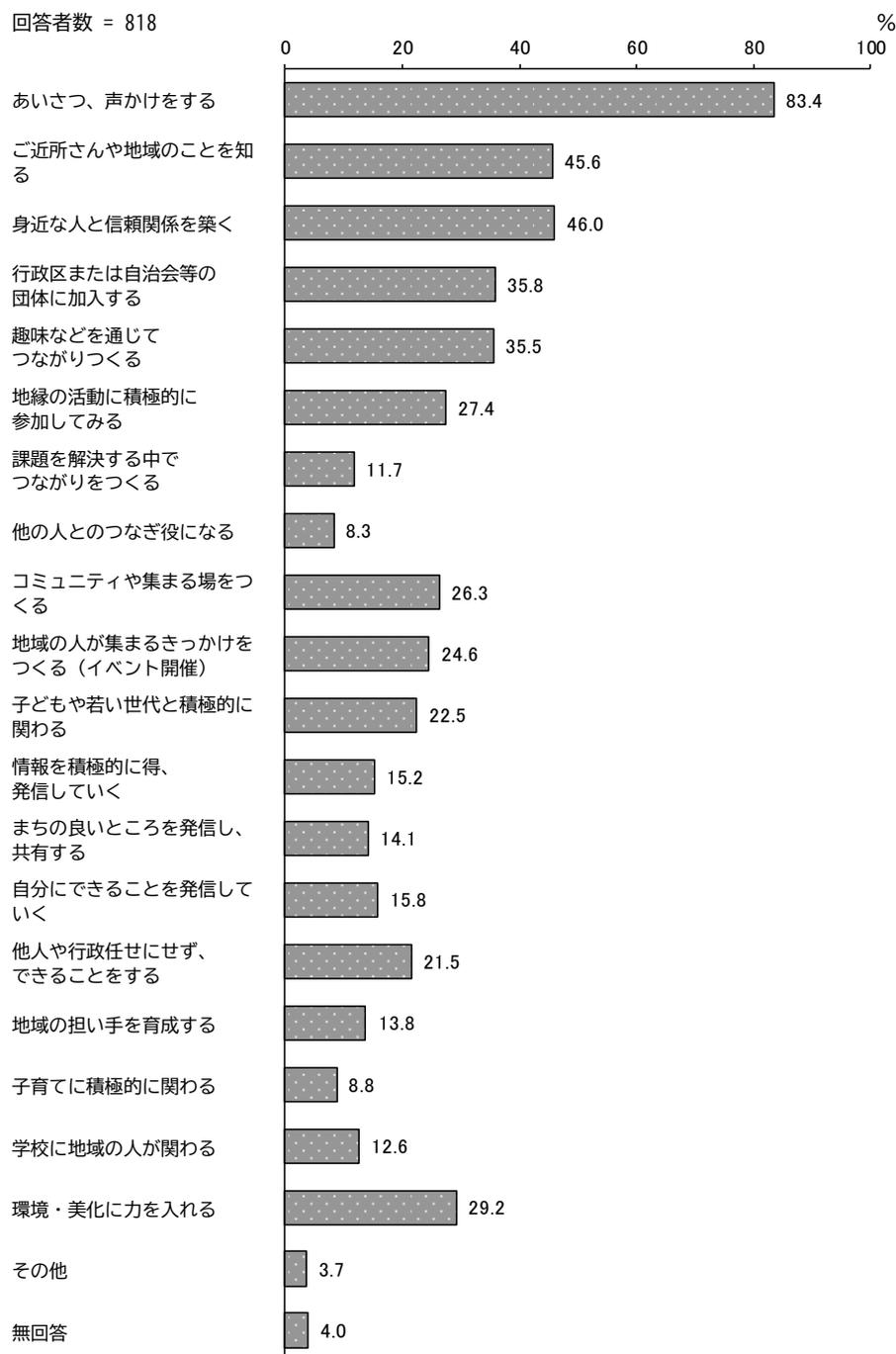
- ・「あいさつや近所付き合いがほとんどない理由」について、「近所の方と会う機会がない」が63.6%と最も高くなっています。(図参照)
- ・「地域のつながりを深める為にはどうしたらよいか」について、「行政区または自治会等の団体に加入する」が35.8%、「環境・美化に力を入れる」が29.2%、「コミュニティや集まる場をつくる」が26.3%、「地域の人が集まるきっかけをつくる（イベント開催）」が24.6%となっています。(図参照)
- ・「地域内で困っている世帯に対して、手助けしていること」について、「安否確認の声かけ」が18.6%と最も高くなっており、次いで「話し相手」が17.2%となっています。また、「地域内で困っている世帯に対して、手助けできること」について、「安否確認の声かけ」が47.9%と最も高くなっており、次いで「日用品などのちょっとした買い物」が38.8%となっています。
- ・「行政区または自治会に加入していない理由」について、「行政区または自治会からの勧誘・接点がない」が22.7%と最も高くなっています。(図参照)

近所付き合いをほとんどしない理由



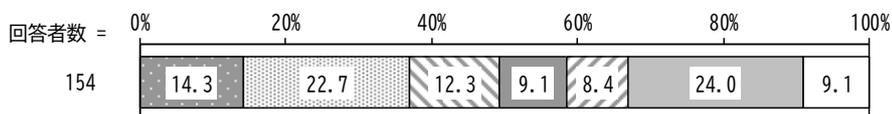
地域のつながりを深める為にはどうしたらよいと思うか

回答者数 = 818



行政区または自治会に加入していない理由

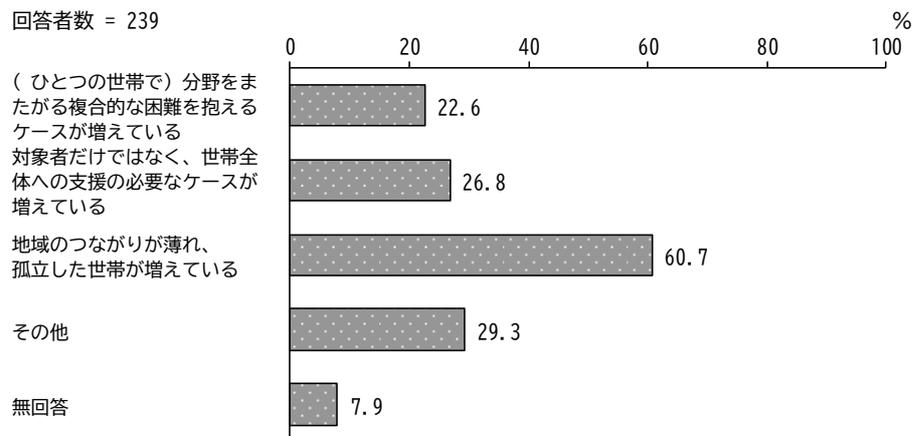
- 行政区または自治会のことが分からない
- 忙しい
- 行政区または自治会からの勧誘・接点がない
- その他
- 負担が大きい
- 無回答
- 近所付き合いが希薄



【 民生児童委員・地区代表・各種団体調査からの現状 】

- ・「これからの北杜市の福祉は何を重点にすべきか」について、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が46.0%と最も高くなっています。
- ・「地域住民から受ける相談内容の最近の傾向」について、「地域のつながりが薄れ、孤立した世帯が増えている」が60.7%と最も高くなっています。(図参照)
- ・「市や地域の課題」は、「ひとり暮らし高齢者の増加」が69.9%と最も高くなっており、次いで「地域活動への参加者の高齢化(減少)」が67.8%となっています。

地域住民から受ける相談内容の最近の傾向



〔 課題 〕

- 市民が行政区に加入することを促進するため、活動に必要な情報や、必要な知識を丁寧に周知していくことが必要です。
- 仕事や子育て等で時間的なゆとりが少なくなる中、地域活動に対する負担の軽減や役割の明確化を図りつつ、福祉活動に関わる人材の育成が必要です。
- 地域活動を活性化させていくうえで、活動の横のつながりや情報共有が重要であり、地域における活動の機会や拠点となる場の整備が必要です。
- 多くの人が地域で助け合える関係になるためには、まずは一人ひとりが周囲を気にかけて、見守り、気づき、声を掛け合うことが大切です。
- さまざまな分野における地域課題を解決していくためには、地域住民、地域活動者、市内事業所等との連携・協働の体制を構築していくことが必要です。
- 新たな日常生活の中、地域活動への参加のきっかけとなるよう、交流や体験を通して、地域の生活課題や地域活動に対する市民の理解を深めていくことが必要です。
- 市民や団体等が福祉に関する情報を容易に取得できるよう、分かりやすい情報発信に取り組むことが必要です。
- 団体間の情報共有や活動のPR、具体的な活動へつなげる研修等を行い、意識の向上や福祉課題を解決する担い手につながるよう支援や取り組みを進めていくことが必要です。

(1) 助け合い、支え合うコミュニティづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日頃から近所付き合いの中で声かけや見守り、地域活動への参加などを通じて、何かあったときには助け合える地域づくりを進めます。

現在のコロナ禍の現状を踏まえ、感染対策を意識しつつ、地域福祉活動を通して住民同士がつながり続け、「地域福祉」とは何かということを発信し、理解を深めてもらうための活動を広げます。

【 施策の方向性 】

- 転入者への行政区加入の促進
- 多世代が交流する機会の促進
- 地域での居場所づくりの推進



市民・家庭の取り組み

- 積極的なあいさつや声かけを行い、地域のつながりを深めましょう。
- 行政区の役割や活動について関心を持ちましょう。
- 地区・組・班等の行政区へ加入しましょう。
- 広報・ホームページ・CATV・区長文書などの情報を確認しましょう。
- 地域活動について、SNS など新たな媒体を使った情報入手、情報発信に努めましょう。
- 地域福祉に関心を持ちましょう。
- 地域福祉に関する講演会等に積極的に参加しましょう。
- 地域活動に積極的に参加しましょう。
- 多世代が地域活動に気軽に参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 交流の場や機会に参加しましょう。



地域の組織・団体等の取り組み

- 地域住民に対し、行政区の役割や必要性などの理解を深める活動を行きましょう。
- 行政区未加入者に対し、日ごろからの接点をもつように心がけましょう。
- 回覧板や地域の会合などで、福祉の情報について共有しましょう。
- 地域で行える福祉の取り組みを検討し、地域で実施していきましょう。
- 参加しやすい行事の開催を検討し、地域内の交流を深めましょう。
- 多世代が地域で集まれる場づくりに取り組みましょう。
- 地域での交流を通じて、顔の見える関係をつくりましょう。



行政の取り組み

- 転入者への行政区加入の促進（総務課・市民サービス課・福祉課・環境課・各支所地域市民課）
 - ・転入者が転入手続きで来庁した際に、地区や区長などの紹介を行います。また、地区のルールに沿ったごみの排出を促します。
 - ・「行政区への加入の案内」や「ふくし相談ガイド」を配布します。
 - ・行政区の役割や活動内容等の説明を実施し、加入を促進します。
 - ・行政区や自治会の現状について、各地域の動向を把握します。
 - ・行政区の加入を促進するための取り組みについて、支援方法等を検討します。
- 多世代が交流する機会の促進（生涯学習課・子育て政策課・ニューボラ推進課）
 - ・地域の多様な主体が連携し、交流機会の場を検討し確保します。
 - ・親子で開催できるスポーツや文化行事を開催します。
 - ・地域住民と子どもの交流ができる催しなどの開催を検討します。
- 地域での居場所づくりの推進（介護支援課・福祉課・子育て政策課・ニューボラ推進課）
 - ・「つどいの広場」事業を推進し、お母さん同士のふれあいのひとときをつくります。
 - ・子どもたちの放課後の安全安心な居場所として放課後児童クラブ、児童館の運営を推進します。
 - ・住民主体による「高齢者通いの場事業」や、多様な運営主体による地域の「集いの場」の立ち上げや育成を支援します。

(2) 地域を支えるボランティア活動の活性化

地域福祉活動に参加するきっかけとして、社会福祉協議会と連携し、住民に対してボランティア活動や地域活動の啓発活動を行い、参加の促進につなげます。

また、ボランティアセンターにおける担い手と受け手をつなぐ（マッチング）機能を強化していきます。

なお、感染対策を意識しつつ、新たな日常生活の中で地域福祉活動を工夫しながら継続していくことを推進します。

【 施策の方向性 】

- ボランティアの育成と活動の推進
- 地域、関係団体の連携と協働
- 地域福祉を通じた企業等とのつながりづくり
- 福祉の取り組みをつなぐネットワークづくり
- 小中学校におけるボランティア活動・福祉教育の推進

※「ボランティア活動」は、自発的に他者や社会のために行う活動のことです。また、誰もが暮らしやすい豊かな社会をめざして、さまざまな人や団体とつながり、ネットワークをつくりながら、社会の課題解決に取り組む活動です。ボランティア活動は「自発性」を入り口として、出口は「他者とのつながり」、「自分自身の変化」、「互いに支え合う関係の構築」など、自分の成長を実感することができる活動です。

※「地域活動」は、よりよい地域づくりのため市民やボランティアが中心となり、地域の課題に取り組む活動のことを言います。



市民・家庭の取り組み

- ボランティア活動の情報について関心を持ちましょう。
- 興味のある分野や身近なボランティア活動に積極的に取り組みましょう。
- ボランティアの養成制度を活用し、講座に参加しましょう。
- ボランティア団体が開催しているイベントなどに足を運びましょう。



地域の組織・団体等の取り組み

- ボランティア活動の参加を促進しましょう。
- 地域で行われているボランティア活動について地域住民や市内事業所、企業等で情報を共有しましょう。
- 地域でできること、地域で不足していることを把握して、新たなボランティア団体の設立を検討しましょう。
- 市内で活躍しているボランティア団体の活動を参考にして、自分の地域でも取り組みが広げられないか検討しましょう。
- 地域で活動するボランティア団体同士の連携や行政との連携を図りましょう。
- ボランティアの受け手と支え手の状況を把握し、ボランティア活動の活性化と円滑なマッチングを推進しましょう。
- ボランティア同士の交流の場を創出しましょう。
- 若年層がボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを検討しましょう。



行政の取り組み

- ボランティアの育成と活動の推進（健康増進課・介護支援課・福祉課・生涯学習課）
 - ・社会福祉協議会と連携し、各種ボランティア制度・活動の周知を図ります。また、ボランティア養成事業を引き続き支援します。
 - ・介護支援ボランティアを養成し、高齢者のボランティア活動を支援します。
 - ・ゲートキーパーの養成とともに、認定や更新を行い、ゲートキーパーの組織化を検討します。
 - ・生涯学習事業の拡充を図り、人材バンクの登録者が活躍できる場を創出し、人材活用を図る体制づくりを検討します。
- 地域、関係団体の連携と協働（福祉課）
 - ・社会福祉協議会と連携し、福祉団体やボランティア団体の活動を周知します。
- 地域福祉を通じた企業等とのつながりづくり（福祉課・商工・食農課）
 - ・地域と企業がボランティア活動情報を共有できる仕組みづくりを検討します。
- 福祉の取り組みをつなぐネットワークづくり（介護支援課・福祉課・子育て政策課）
 - ・各種団体や関係機関で連絡会等を開催し、ネットワークづくりを推進します。
- 小中学校におけるボランティア活動・福祉教育の推進（福祉課）
 - ・社会福祉協議会と連携し、子どもの頃から福祉への関心を高め、地域福祉について学ぶ機会を設けます。

(3) 地域における見守り体制の強化

見守り等を必要とする方の的確な把握とサービスにつなげられるように、関係機関・団体との連携を強化するとともに、さまざまな見守り・支え合い活動をコーディネートしていきます。

また、高齢者や障がい者、子育て中の人など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、いざとなったときに助け合える地域づくりを進めます。

【 施策の方向性 】

- 地域の見守り体制の強化と助け合いの促進
- 緊急通報システムの普及促進



市民・家庭の取り組み

- 困ったことがある場合、近所の人に相談してみましょう。
- 近所で困っている人を見たらひと声かけて、自分でできることをしましょう。
- 日ごろから困った時に相談できる人・場所をつくっておきましょう。
- 日ごろから自ら挨拶をすることを心掛けましょう。
- 防犯に関する情報に関心を持ち、個人でできる対策に取り組みましょう。
- 詐欺の被害にあわないよう、一人で悩まず、必ず相談しましょう。



地域の組織・団体等の取り組み

- 日ごろから挨拶を励行するなど、助け合いが気軽に行われる風土づくりに取り組みましょう。
- 地域で困っている人の情報を把握し、できる支援を地域で考えていきましょう。
- 地域課題を発見・共有し、主体的に話し合う場を作りましょう。

行政の取り組み

- 地域の見守り体制の強化と助け合いの促進（介護支援課・福祉課・子育て政策課・ネウボラ推進課）
 - ・放課後の子どもたちの見守りと安全な居場所づくりに取り組みます。
 - ・地域の身近な見守りや助け合いが大切であることを啓発していきます。
 - ・あんきじゃんネットワーク事業を推進していきます。
- 緊急通報システムの普及促進（福祉課）
 - ・一人暮らしの虚弱な高齢者等に緊急時の通報ができるシステムの配備を推進します。
 - ・NPO法人と連携して、24時間365日の通報・相談に対応します。

【基本目標1 成果指標】

計画策定年度に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和8年度における目標数値を示しています。

指標名（基本目標）	基準値 （令和2年度）	目標値 （令和8年度）
地域内で困っている世帯に対して、手助けしている人の割合 ※「令和3年度実施 市民アンケート調査」から	33.1%	38.1%

指標名（施策）	基準値 （令和2年度）	目標値 （令和8年度）
行政区加入率 ※庁内資料（総務課総務担当）から	69.6%	72.6%
ボランティア新規登録者数 ※北杜市社会福祉協議会資料から	50	110
高齢者の住民主体の通いの場の設置数 ※「第6次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画」から	44	62

あんきじゃんネットワーク事業



「あんきじゃん」とは「安心だね」、「ネットワーク」とは「つながり」という意味があります。民間事業者が、宅配などの通常の業務の中で、地域住民の異変に気付いた場合に市へ連絡してもらい、緊急性がある場合は、直接、警察署や消防署に通報してもらいます。

連絡を受けた市は通報対象者が地域包括支援センターなどに関りがあるか等を確認し、各課や民生委員・児童委員と連携を取りながら必要な支援を行います。



関係者連絡会議のようす



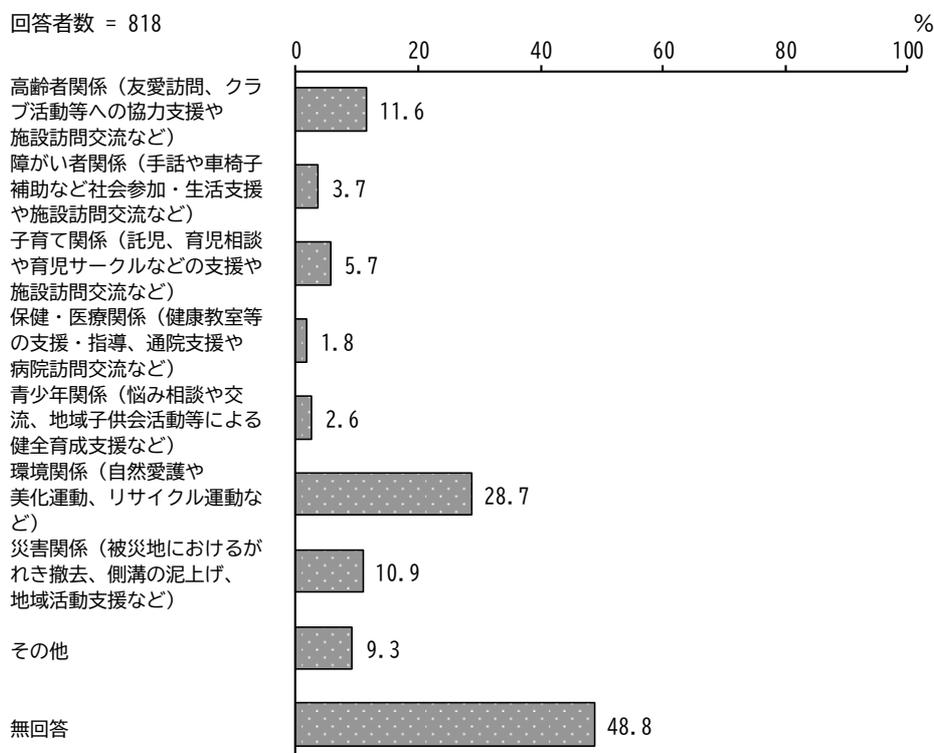
基本目標2 くらしにとけ込む健康・生きがいづくり

「基本目標2 くらしにとけ込む健康・生きがいづくり」に該当するアンケート調査等からの現状と課題は以下の通りです。

【 市民アンケート調査からの現状 】

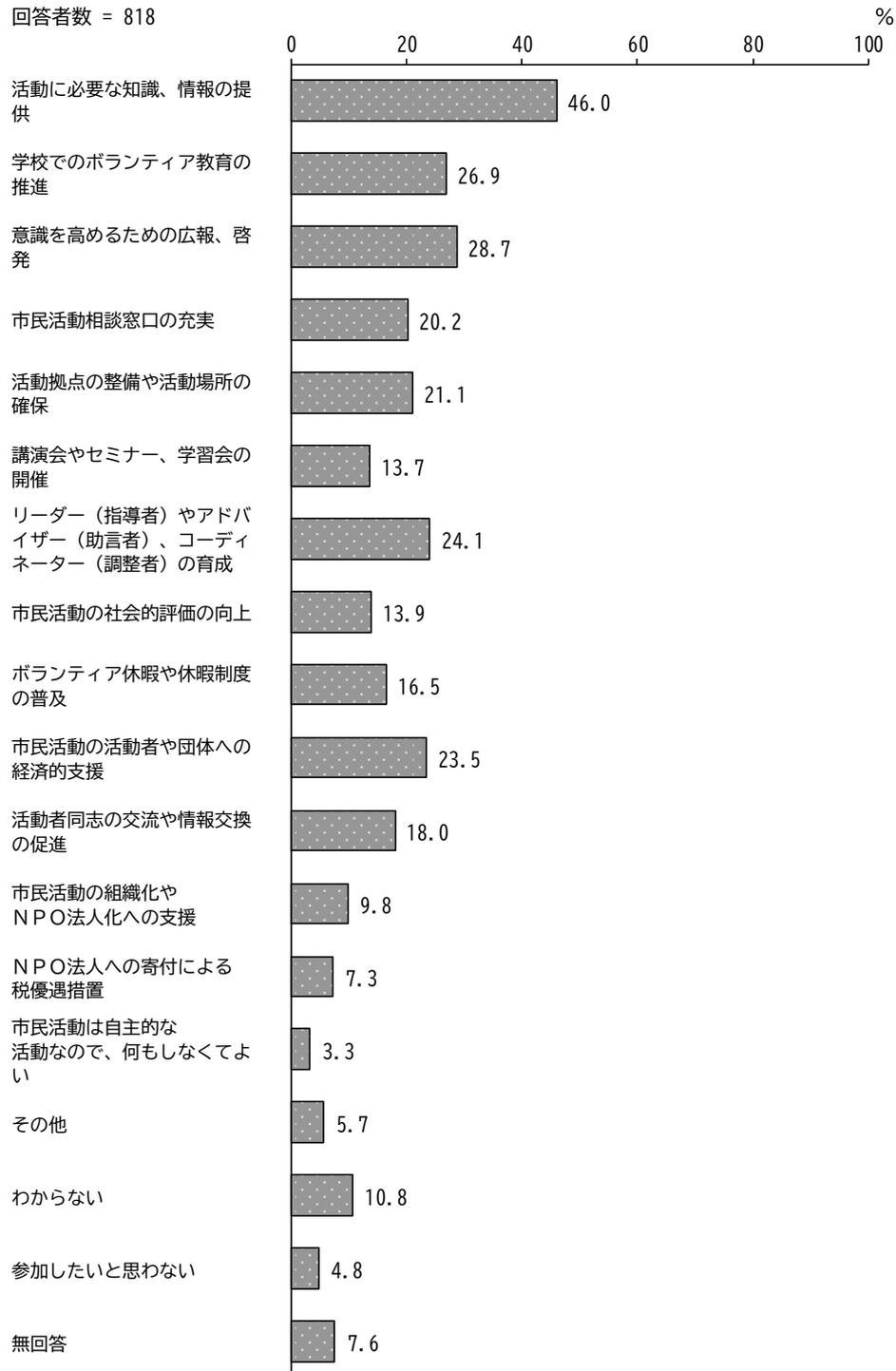
- ・「ボランティア活動や地域の活動に過去3年間で参加したものがあるか」について、「環境関係（自然愛護や美化運動、リサイクル活動など）」が28.7%と最も高く、次いで「高齢者関係（友愛訪問、クラブ活動等への協力支援や施設訪問交流など）」が11.6%となっています。(図参照)
- ・「今後この地域でボランティア活動や地域の活動が盛んになるためには、どんな方策が必要だと思うか」について、「活動に必要な知識、情報の提供」が46.0%と最も高く、次いで「意識を高めるための広報、啓発」が28.7%となっています。(図参照)

過去3年以内に行ったボランティア活動や地域の活動



今後この地域でボランティア活動や地域の活動が盛んになるための方策

回答者数 = 818



〔 課題 〕

- どのような立場にある人でも、社会参加により生きがいづくりができるような環境が必要です。
- 認知症予防を進めるとともに、地域住民や地域資源、関係者などと協力し、家族介護を含めた支援体制の強化が必要です。

(1) 健康づくりと生きがいづくりによる地域活動の推進

「人生100年時代」を見据え、健康で充実した人生を過ごすことができる社会を築いていくことが重要です。地域全体が活性化するよう、趣味や教養の向上に関する講座の実施やサークル活動の支援を行うとともに、気軽に集まり、活動できる場を提供するなど、健康づくりと生きがいづくりを推進します。

【 施策の方向性 】

- 健康づくり、生きがいづくりの啓発・取り組み支援



市民・家庭の取り組み

- 一人ひとりに合わせた生活習慣の改善や運動習慣の確立に努めましょう。
- 各種健診を受けて、病気の早期発見に努めましょう。
- 地域の健康づくりの行事に積極的に参加しましょう。
- 介護予防サポートリーダーや認知症サポーターの養成講座に参加して、地域介護予防活動に貢献し、サポートしましょう。
- 生涯学習を通じて何歳になっても学ぶ気持ちを大切にしましょう。
- 自らが学んだ事をはじめ地域貢献できることを考え、行動に移しましょう。



地域の組織・団体等の取り組み

- 地域で行える自主的な健康づくりの取り組みを検討しましょう。
- 健康づくり、生きがいづくりに関する情報を地域内で共有しましょう。
- 学んだことを活かせる場をつくっていきましょう。

行政の取り組み

- 健康づくり、生きがいづくりの啓発・取り組み支援（健康増進課・介護支援課・ネウボラ推進課・生涯学習課）
 - ・ 地域による健康づくりの取り組みを支援します。
 - ・ 健康増進計画に基づき、市民、地域、行政が連携して地域の健康づくりを推進します。
 - ・ 健康づくりや規則正しい生活習慣についての普及啓発を図ります。
 - ・ 年齢ステージごとの健康情報を掲載した「健康ガイドブック」の作成を検討します。
 - ・ 地域の保健福祉事業の普及と実践に努める地域活動グループ等の人材や組織の養成に努めます。
 - ・ 保健福祉推進員や食生活改善推進員の組織を育成し、健康情報の周知と普及を進めていきます。
 - ・ 地域の組織である民生委員・児童委員協議会や愛育会、子どもクラブ連合会等と連携し、健康情報についての更なる普及活動を推進します。
 - ・ 介護予防、フレイル予防、認知症予防事業の取り組みを支援します。
 - ・ 介護予防サポートリーダー、認知症サポーターの養成講座を開催します。
 - ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における取り組みを推進します。
 - ・ 市民ニーズの把握や関係団体の協力により、市民が望む生涯学習講座の開催について検討します。

【基本目標2 成果指標】

計画策定年度に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和8年度における目標数値を示しています。

指標名（基本目標）	基準値 （令和2年度）	目標値 （令和8年度）
ボランティア活動や地域の活動に過去3年間で参加した人の割合 ※「令和3年度実施 市民アンケート調査」から	41.9%	44.9%

指標名（施策）	基準値 （令和2年度）	目標値 （令和8年度）
特定健診受診率 ※「第3次北杜市健康増進計画」から	25.6%	50.0%
生涯学習講座開催事業参加者数 ※庁内資料（生涯学習課社会教育担当）から	1,555人	4,000人

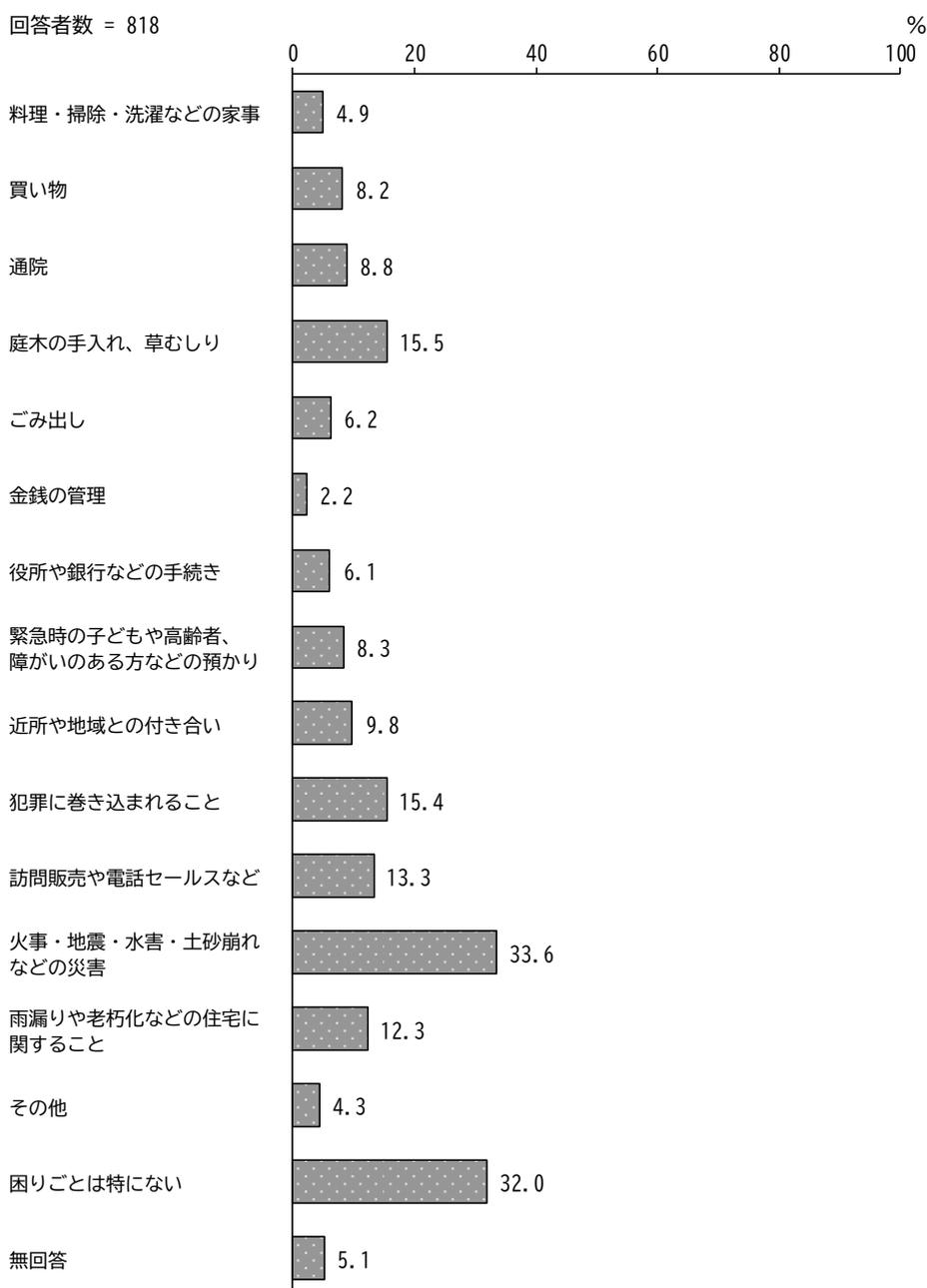
基本目標3 支援が必要な人にとどく地域づくり

「基本目標3 支援が必要な人にとどく地域づくり」に該当するアンケート調査等からの現状と課題は以下の通りです。

【 市民アンケート調査からの現状 】

・「日常生活の中で、悩みや不安に感じていること」について、「火事・地震・水害・土砂崩れなどの災害」が33.6%、「犯罪に巻き込まれること」が15.4%、「訪問販売や電話セールスなど」が13.3%となっています。(図参照)

日常生活の中で、悩みや不安に感じていること

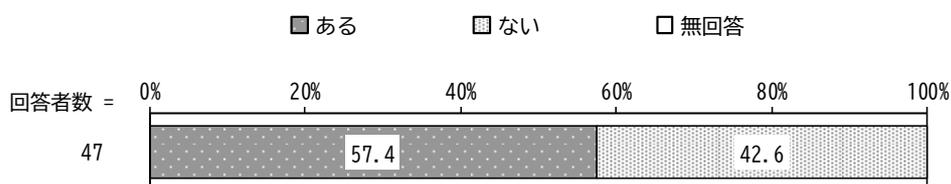


- ・「避難行動要支援者名簿」について、「知らない」が66.3%となっています。
- ・「災害時に地域の住民同士が協力し合えるためには、どのようなことが必要か」について、「支援が必要な人の手助けを地域みんなで考える」が57.6%と最も高く、次いで「地域内での自主防災組織づくり」が40.8%となっています。

【市窓口・相談支援機関調査からの現状】

- ・「制度の狭間」や「複合多問題」といった福祉課題を抱えた個人や世帯について、相談を受けたことがあるか」について、「ある」が57.4%と最も高くなっています。
(図参照)
- ・「個人や世帯が抱える福祉課題が通常関わる業務範囲以外の内容である場合、どのように対応しているか」について、「福祉課題に合致する市の担当部署や相談支援機関に連絡し、それぞれで対応している」が66.7%と最も高く、次いで「福祉課題を抱えた個人等に市の担当部署や相談支援機関を伝え、担当部署等に直接相談してもらっている」が50.0%となっています。

「制度の狭間」や「複合多問題」といった福祉課題を抱えた個人や世帯について、相談を受けたことの有無



〔課題〕

- 災害による被害をできるだけ少なくするため、日ごろから自分でできること、地域でできることを考え、準備しておくことが必要です。
- 自主防災組織をはじめ、地域特性に応じた、災害発生時や避難所などでの支援体制の充実が必要です。
- 市民一人ひとりの防災・減災意識を高め、「情報伝達方法」「地域での協力体制」など、地域で支援の必要な人を支援していく仕組みや日頃からの体制・関係作りが必要です。
- 近隣住民同士の交流や見守り、声かけなど、日ごろから地域のつながりを強め、誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくる必要があります。
- 高齢者など、移動が困難な人のための公共交通やデマンドバス等の移送支援策の周知と利用しやすい環境づくりが必要です。
- 身近な地域で安心して暮らしていけるよう、住まいの確保や居場所づくりの充実を図ることも必要です。

(1) 減災力の強いまちづくり

災害時や緊急時においては、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが重要であるため、住民一人ひとりが「命」や「財産」を守るための自主対策が行えるよう自助力の向上を図るとともに、地域内で助け合う共助力の向上を促進します。

また、災害時における要支援者の逃げ遅れを防ぐため、避難行動要支援者個別計画の策定を支援し、共助力の強化を図ります。

【 施策の方向性 】

- 自主防災組織の結成促進
- 災害時における要配慮者の支援
- 防災・減災教育
- 子育て世帯の防災・減災体制の充実



市民・家庭の取り組み

- 日ごろから隣近所でコミュニケーションを図り、緊急時に助け合える体制の基礎をつくりましょう。
- 日ごろから防災・減災に関する情報に関心をもち、災害備蓄品の準備や避難所の把握などを行い、災害時に主体的に行動できるよう、「命を守る」対策に取り組みましょう。
- 日ごろから、家庭の中で、災害に対する備えや対策を話し合しましょう。
- 家族で話し合い避難行動や非常持ち出し品の準備をするとともに、防災訓練に積極的に参加しましょう。
- マイ・タイムラインを作成しましょう。
- 地域での見守り活動や自主防災組織の活動に協力しましょう。
- 避難行動要支援者登録制度について理解し、災害時には支援者にもなりましょう。

※「マイ・タイムライン」とは、住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。



地域の組織・団体等の取り組み

- 地域の防災・減災について理解を共有し、平常時から地域内の連携を図りましょう。
- 災害に備えて、災害に対する備えや対策を話し合いましょう。
- 地域で防災訓練や避難誘導訓練などを行い、参加を呼びかけましょう。
- 災害時に支援が必要な人の把握に努め、避難行動要支援者への登録を促しましょう。また、地域内で共有を図りましょう。
- 地域の実情に即した防災マップの作成を検討するなど、地域の自主的な活動に取り組みましょう。
- 市内事業所において、災害時に地域活動の担い手としてできること話し合いましょう。



行政の取り組み

- 自主防災組織の結成促進（消防防災課）
 - ・ 出前塾、減災リーダー育成事業を継続して実施し、自主防災組織の充実を図ります。
 - ・ 減災の意識高揚を目的とした「出前講座」を支援します。
 - ・ 住民主体の防災・減災対策を意欲的に推進できる人材の育成を推進します。
- 災害時における要配慮者の支援（消防防災課・介護支援課・福祉課）
 - ・ 地域の会合や民生委員・児童委員等を通じて、「避難行動要支援者」の周知や登録の推進等を実施します。
- 防災・減災教育（消防防災課）
 - ・ 総合学習で、非常時の備蓄やトイレの重要性、消火訓練、ハザードマップの見方などの教育を実施します。
- 子育て世帯の防災・減災体制の充実（消防防災課・子育て政策課・ニューボラ推進課）
 - ・ 防災訓練を通じて、乳幼児、子ども、子育て世帯向けの災害対策の必要性や、世帯に応じた備えの重要性を啓発します。
 - ・ 子育て世代の自主的な防災活動の取り組みを支援します。

(2) 生活の不安を軽減する支援の充実

制度の狭間にいる人だけでなく、高齢者、障がい者、子どもなど、地域で生活の不安を感じている人の課題は複合的で複雑なものとなっています。誰もが安心して地域で暮らせるよう、支援が必要な人に対し、それぞれの状況に応じて適切な支援が行き届くよう、地域で支え合うことができる環境の整備を進めます。

また、移動が困難な人のための公共交通や移動支援サービスの充実、子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすい施設の整備を進めます。

【 施策の方向性 】

- 地域医療体制の充実
- 移動販売等の買い物支援の促進
- 移動手段の確保・充実
- ユニバーサルデザインの推進
- 防犯対策事業の推進
- 生活困窮者自立支援の充実
- 子どもの貧困対策の推進



市民・家庭の取り組み

- 近所で移動に困っている人がいたら、買い物の代行や病院までの送迎など、お互いのできる範囲で助け合いましょう。
- 困ったことがある場合、一人で悩まず気軽に相談をしましょう。また、周囲に援助を要する人がいないか気を配りましょう。
- 防犯に関する情報に関心をもち、個人のできる対策に取り組み、地域の異常に気づきましょう。
- 万一の時に備えて救急医療情報キットを整備しましょう。

※「救急医療情報キット」とは、対象者の医療情報等の必要な情報を記載したキットを冷蔵庫のボトルスタンド（扉のポケット）に入れておき、災害時等で助けに入った救急隊や医療関係者が的確な対応を円滑に行うためのものです。



地域の組織・団体等の取り組み

- 地域の中で移動に困っている人の情報を把握しましょう。
- 移動販売などの買い物支援サービスや福祉有償運送などの移送サービスの情報を共有しましょう。
- 高齢者世帯など交通弱者への対応について、自主的にできる活動を検討し、地域を挙げて取り組んでいきましょう。
- 子どもの学習支援や居場所の確保をしていきましょう。
- 防犯パトロールなど、地域の自主的な活動に取り組みましょう。
- 救急医療キットの整備を促進しましょう。



行政の取り組み

- 地域医療体制の充実（健康増進課）
 - ・ 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の医療機関相互の連携を強化し、在宅医療、救急医療、災害医療への対応を強化するとともに、市立病院及び市立診療所の経営の健全化を図ります。
 - ・ 医師・看護師などの医療スタッフの確保に努めることで、市民に提供する医療体制の充実を図ります。
- 移動販売等の買い物支援の促進（商工・食農課）
 - ・ 移動手段が乏しく、日常の買い物が不便な人の動向を把握します。
 - ・ 買い物支援として、移動販売や宅配等の情報提供を行います。
 - ・ 移動販売や宅配等に取り組む事業への支援策を検討します。
- 移動手段の確保・充実（企画課・福祉課・介護支援課）
 - ・ 高齢者をはじめとした交通弱者に対する移送サービスを紹介します。
 - ・ 「※北杜市地域公共交通網形成計画」に基づいて運行の見直しを行うとともに、既に実施している「バスの乗り方出前講座」等により、市民バスの利用促進を図ります。
※令和5年度以降は、北杜市地域公共交通計画（令和5年3月策定予定）に移行します。
- ユニバーサルデザインの推進（全庁）
 - ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえながら、全ての人が利用しやすい公共施設等の整備を推進します。
 - ・ 誰もが平等に情報に接し、利用することができるように、ユニバーサルデザインに配慮した広報紙の発行や市ホームページの作成を行います。

○ 防犯対策事業の推進（消防防災課）

- ・ 犯罪等を未然に防止するため、防犯灯を地域からの要望により適切に支給していくとともに、警察署と連携し啓発活動を実施します。

○ 生活困窮者自立支援の充実（福祉課）

- ・ 生活と就労などの相談窓口の周知により、相談しやすい環境づくりを推進します。
- ・ 一人ひとりの状況に応じた自立支援に取り組みます。
- ・ 困窮者の自立に向けた地域のネットワークづくり、社会資源の開発に努めます。
- ・ 「働きづらさ」を抱えた方へ、就労前の準備や職場体験を行う就労準備支援事業の取り組みを行うことで、日常生活の自立から一般就労へ向けた段階的な支援をします。
- ・ 家計状況の「見える化」と家計が行き詰まる根本的な課題を把握し、利用者自らが家計を把握できるようにするための「家計改善支援事業」に取り組みます。
- ・ ほくとハッピーワークとの連携を強化することで、就労支援とともに各種支援制度の活用に取り組みます。
- ・ 離職などにより、住居を失った方、または失うおそれのある方へ、一定期間家賃相当額（住宅扶助基準額）を支給する住宅確保給付金を実施し、生活の土台となる住居を整えるなかで並行して就職にむけた就労活動を推進します。
- ・ ひきこもり支援として、ひきこもりサポーター養成・派遣事業を推進します。また、当事者や家族へのサポート体制の基盤の強化を図り、ひきこもり当事者や家族が参加できる「居場所づくり」に積極的に取り組みます。

○ 子どもの貧困対策の推進（福祉課・ネウボラ推進課・教育総務課）

- ・ 子どもが生まれ育った環境によって左右されることのないよう、学習、生活、就労など多方面で連携した子どもの貧困対策を進めます。
- ・ 子どもの貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習会開催による学習支援や生活支援を推進し、子どもが安心できる居場所づくりの確保に取り組みます。

(3) 人権擁護と権利擁護の充実

誰もが安心して暮らせるよう、高齢者、障がい者及び児童の虐待防止など人権擁護と権利擁護を基本とし、地域に関わるすべての人々が主役となって社会的に弱い立場におかれた人の権利を守るための取り組みを推進していくことが必要です。

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度が成年後見制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であっても判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

市内には多くの高齢者や障がい者が生活されており、今後も、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。

成年後見制度は、こうした人々の権利と利益を守る上で重要なものであり、制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

本市では、成年後見制度についての施策を進めるため、本計画と北杜市成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、取り組むものです。

また、従来に比べ家族構成も大きく変わる中、本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとして「ヤングケアラー」の問題がクローズアップされています。生活や学校、将来への影響が懸念されることから、早期に発見し支援する体制づくりが求められています。

〔 課題 〕

- 支援が必要な人を地域で把握し日常的な見守りを行うことや、市民一人ひとりの人権が尊重され、自立して生活できるよう人権擁護の観点からヤングケアラーや権利擁護についての普及啓発及び体制の充実が必要です。
- 今後も成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが必要です。

【 施策の方向性 】

- 虐待防止の推進
- ヤングケアラーの発見と対策
- 成年後見制度の利用促進と中核機関設置の検討



市民・家庭の取り組み

- 弱い立場にある人に対する虐待等、人権に係わる問題を正しく理解し、行動できるよう努めましょう。
- ヤングケアラーに関する理解を深めましょう。
- 成年後見制度や権利擁護に関する理解を深めましょう。



地域の組織・団体等の取り組み

- 虐待等の異変に気づいたら市役所等に相談しましょう。
- ヤングケアラーが孤立しない地域をつくっていきましょう。
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見し、成年後見制度や権利擁護の利用を促進しましょう。
- 見守り活動などを通じて、権利擁護の必要な人を把握して相談へつなげられるよう努めましょう。



行政の取り組み

- 虐待防止の推進（介護支援課・福祉課・ネウボラ推進課・教育総務課）
 - ・高齢者や障がい者、児童の虐待や家庭内暴力（DV）について、各関係機関団体などのネットワークにより、早期発見と適切な対応を推進します。
- ヤングケアラーの発見と対策（ネウボラ推進課）
 - ・ヤングケアラーの発見につながる体制づくりの構築や支援について検討します。

○ 成年後見制度の利用促進と中核機関設置の検討（介護支援課・福祉課・ニューボラ推進課）

- ・制度の理解を図るための周知・啓発を行い、制度の利用促進を図ります。
- ・権利侵害からの保護、生活上の基本的ニーズの充足だけでなく、本人らしい生活等ができるよう、財産管理や身上保護を中心とした成年後見制度の運用を進めます。
- ・権利擁護支援・制度利用促進機能の強化に向けて、相談機能をはじめ、情報連携の核となる中核機関の設置を検討します。

【基本目標3 成果指標】

計画策定年度に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和8年度における目標数値を示しています。

指標名（基本目標）	基準値 （令和2年度）	目標値 （令和8年度）
日常生活の中で、悩みや不安に感じている人の割合 ※「令和3年度実施 市民アンケート調査」から	62.9%	55.0%

指標名（施策）	基準値 （令和2年度）	目標値 （令和8年度）
地域減災リーダー認定者数 ※庁内資料（消防防災課防災担当）から	75	100
生活困窮の相談者のうち、支援を行った人の割合 ※庁内資料（福祉課生活支援担当）から	22.8%	51.6%

基本目標4 さまざまな支援につながるしくみづくり

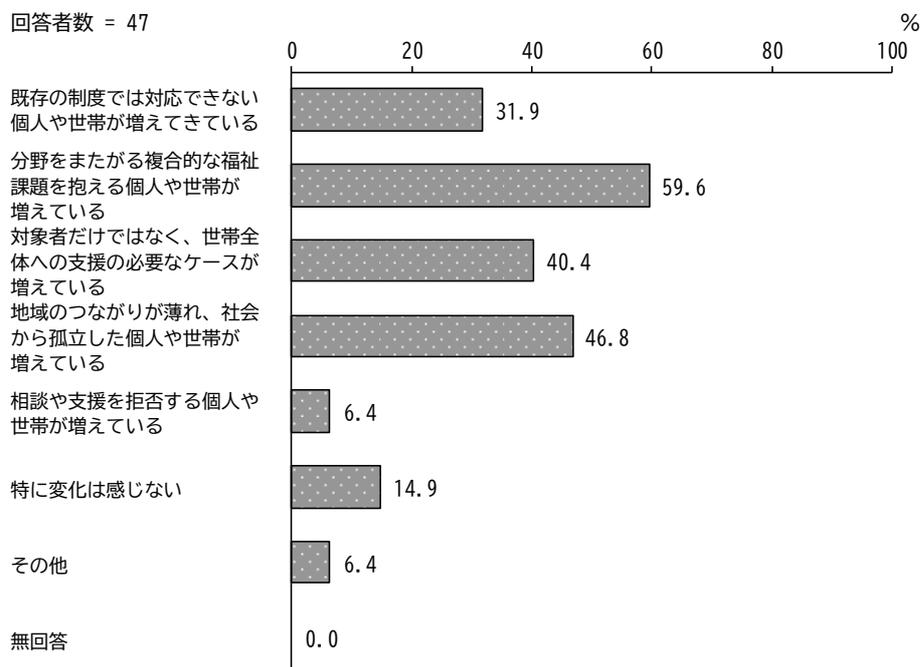
「基本目標4 さまざまな支援につながるしくみづくり」に該当するアンケート調査等からの現状と課題は以下の通りです。

【市窓口・相談支援機関調査からの現状】

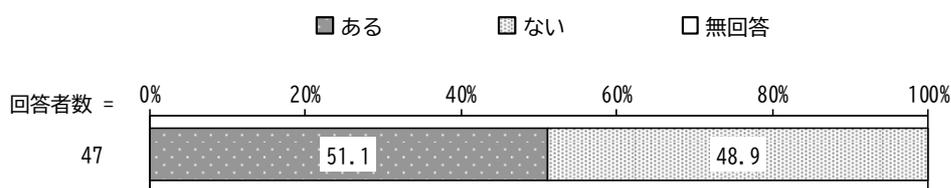
- ・「最近の相談内容や支援対象者の傾向」について、「分野をまたがる複合的な福祉課題を抱える個人や世帯が増えている」が59.6%と最も高くなっています。(図参照)
- ・「普段の業務の中で、通常関わる業務範囲以外の福祉課題を抱えた個人や世帯に気付いたり、発見したことがありますか」について、「ある」が51.1%となっています。(図参照)

また、「相談者への支援にあたって、通常関わる業務範囲以外の市の担当部署や相談機関・施設と連携する必要があるときに、連絡や連携はスムーズに行われていると感じるか」について、「感じる」が83.0%となっています。(図参照)

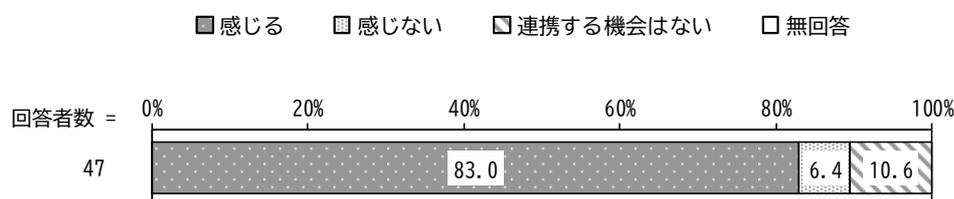
最近の相談内容や支援対象者の傾向



普段の業務の中で、通常関わる業務範囲以外の福祉課題を抱えた
個人や世帯に気付いたり、発見したことの有無



相談者への支援の連絡や連携はスムーズに行われていると感じるかの有無



〔 課題 〕

- さまざまな相談機関につながる仕組みづくりと複雑化する相談に対応するための相談窓口間の連携・体制整備により、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できる「丸ごと相談」の実現に向けた具体的取り組みを進めていくことが必要です。
- 支援が必要な人の情報の管理・活用方法の検討と、一人ひとりの状況や年齢層を考慮するなど、福祉サービス等の対象となる人へ対象者を意識した情報発信が必要です。
- 長期にわたるひきこもりなど、制度のはざまにある人への支援が必要です。

(1) 包括的な相談・支援体制整備の充実

地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、生活困窮者のほか、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人などのうち支援を必要とする人に対して、専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っていきます。

【 施策の方向性 】

- 住民主体の生活支援サービスの推進
- 継続した支援体制の整備
- 包括的な相談支援体制の充実
- アウトリーチ支援の促進
- 多機関連携によるネットワークの強化

※「アウトリーチ」は、福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのことをいう。



市民・家庭の取り組み

- 困ったことがある場合、一人で抱えず気軽に相談をしましょう。
- 周囲の困っている人や家庭へ気配りをするようにしましょう。
- 福祉の相談窓口を把握しましょう。
- 必要に応じて福祉サービスを適切に受けましょう。
- 福祉制度に関する情報に関心を持ちましょう。



地域の組織・団体等の取り組み

- 地域の福祉ニーズを的確に把握し、地域で情報を共有しましょう。
- 地域の相談員や福祉団体が連携し、問題を抱える人の早期発見や気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。
- 公的なサービスでは対応しづらい領域について、地域や福祉団体が連携して支援しましょう。
- 専門的な相談につなげるネットワークづくりに努めましょう。

行政の取り組み

- 住民主体の生活支援サービスの推進（福祉課・介護支援課）
 - ・福祉や介護などに関係する諸団体と連携し、生活支援サービスの向上に努めます。
- 継続した支援体制の整備（健康増進課・介護支援課・福祉課・ネウボラ推進課・子育て政策課）
 - ・市民が困りごとや福祉サービスの利用について、迷うことなく気軽に相談できるよう、広報紙やホームページ等のさまざまな媒体を活用して、支援関係機関等の周知に努めるとともに、情報コーナーを活用した情報発信に努めます。
- 包括的な相談支援体制の充実（健康増進課・介護支援課・福祉課・子育て政策課・ネウボラ推進課）
 - ・地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、障害者総合支援センター（かざぐるま）の相談支援機関のより一層の連携を進め、包括的な相談支援を行います。
 - ・妊娠準備期から子育て期に亘って、相談支援や母子保健、子育て支援を包括的にワンストップで提供する「北杜市版ネウボラ」を推進します。
- アウトリーチ支援の促進（福祉課）
 - ・ひきこもりの状態にある人に対し、アウトリーチ（訪問支援）等による支援等の検討を行います。
 - ・地域における住民同士の「見守り」・「声かけ」による支え合いを推進するとともに、民生委員・児童委員等の地域関係者や企業も含めたさまざまな機関が連携し、包括的な見守りが行われる体制づくりを推進します。
- 多機関連携によるネットワークの強化（福祉課）
 - ・民生委員・児童委員活動と地域包括支援センターや障害者総合支援センター（かざぐるま）などの関係機関の連携を図り、地域での情報共有を促進します。

※「ネウボラ」は、フィンランド発の子育て支援制度・施設のことです。妊娠期から出産、子供の就学前までの間、母子とその家族を支援する目的で、地方自治体が設置、運営する拠点のこと、また、出産・子育て支援制度のこととも言います。

(2) 福祉情報の提供体制の充実

誰もが安心してサービスが利用できるよう、子育て支援、高齢者福祉、障がい福祉、健康づくりなどに関する情報の提供体制の充実を図ります。

子ども、高齢者、障がい者などが、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用などに対して、身近な地域の専門的な相談支援を受けられるよう充実を図ります。

【 施策の方向性 】

- 地域福祉に関する情報の周知



市民・家庭の取り組み

- 地域の人同士で、福祉制度やサービスに関する情報を教え合いましょう。
- 広報紙や回覧板、ホームページなどで情報を確認しましょう。



地域の組織・団体等の取り組み

- 地域のニーズを把握し、地域に必要なサービスの情報を共有しましょう。
- 地域活動を通じた地域の福祉サービスを共有しましょう。



行政の取り組み

- 地域福祉に関する情報の周知（全庁）
 - ・ 多様な媒体を活用し、幅広い情報発信を行います。

(3) 福祉サービスの充実

誰もが安心して地域で暮らすためには、福祉サービスの充実が欠かせないことから、利用者ニーズの把握に努め、きめ細やかなサービスを促進します。

また、充実した福祉サービスを提供するため、その担い手である人材を確保するとともに、専門知識の習得等による資質の向上により、サービス全体の質の向上を図ります。

【 施策の方向性 】

- 高齢者、障がい者、児童各福祉分野におけるサービスの充実
- 各種福祉分野の連携等の推進



市民・家庭の取り組み

- 地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、障害者総合支援センター（かざぐるま）等の相談窓口を活用しましょう。



地域の組織・団体等の取り組み

- 在宅生活における高齢者・障がい者支援体制を強化しましょう。
- 実施している各種福祉サービスにおいて、利用者の立場に立った、質の高いサービスの提供に努めましょう。
- 利用者からの苦情や要望を聴き、改善していく環境をつくりましょう。



行政の取り組み

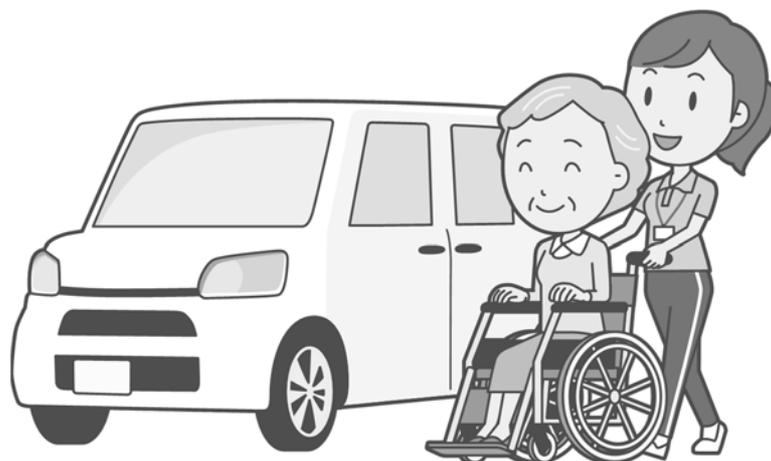
- 高齢者、障がい者、子育て等の福祉分野におけるサービスの充実（健康増進課・介護支援課・福祉課・子育て政策課・ネウボラ推進課）
 - ・ 関連計画の周知を図るとともに、施策や事業を計画的に推進します。
 - ・ 福祉サービスに関する市民の意見を把握し改善につなげます。
- 各種福祉分野の連携等の推進（健康増進課・介護支援課・福祉課・子育て政策課・ネウボラ推進課）
 - ・ 地域団体等に対して情報提供やコーディネートを行います。

【基本目標4 成果指標】

計画策定年度に把握した数値を基準値として、計画の終期である令和8年度における目標数値を示しています。

指標名（基本目標）	基準値 （令和2年度）	目標値 （令和8年度）
福祉の相談やサービスに関する情報を得ることができた人の割合 ※「令和3年度実施 市民アンケート調査」から	81.6%	86.6%
子育てが楽しいと感じる親の割合 ※庁内資料（ネウボラ推進課）から	83.2%	88.2%

指標名（施策）	基準値 （令和2年度）	目標値 （令和8年度）
生活支援体制整備協議体設置数 ※「第6次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画」から	2	8
地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数 ※庁内資料（ネウボラ推進課）から	4,515	17,855
ファミリー・サポート・センター活動件数 ※庁内資料（ネウボラ推進課）から	714	817





計画の推進体制

本市では、福祉、健康、教育、労働、防災及び観光などの幅広い分野にわたりこの計画を推進し、本市の地域特性に応じた地域共生社会の実現を目指します。

1 庁内の推進体制

計画推進の中心となる担当部局の機能向上を図るとともに、関連部局との積極的な連携体制を整え、全庁的な施策推進を行います。

計画に位置づけられる取り組みについては、担当部局による事業の進捗管理のもと、計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、定期的な評価・見直しを行うことで、計画の全庁的な進捗管理を実現します。

また、広く情報提供をしていくため、福祉だけでなく、健康、教育、労働、防災及び観光などの幅広い分野と連携して、福祉情報の周知をしていきます。

2 市民・関係団体等と連携した推進

住み慣れた地域で、共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等がともに連携・協働しながら、計画を推進していきます。

3 進捗管理

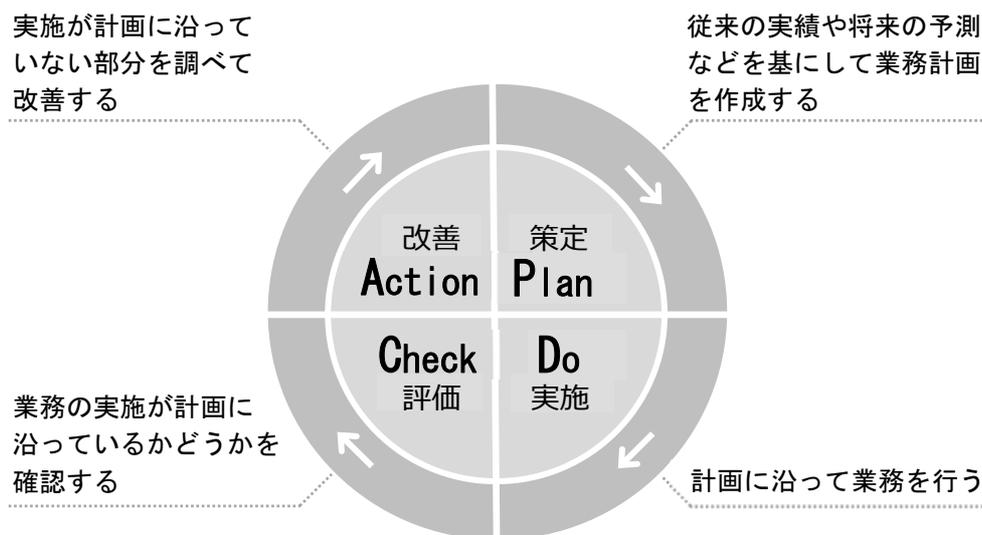
担当課による事業報告及び実績値の把握により進捗状況を管理していきます。

計画推進の中心となる担当部局の機能向上を図るとともに、関連部局との積極的な連携体制を整え、全庁的な施策推進を行います。

計画に位置づけられる取り組みについては、担当部局による計画事業の進捗管理のもと、計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、定期的な評価・見直しを行うことで、計画の全庁的な進行管理を実現します。

進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 第4次北杜市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年4月20日

告示第44号

改正 平成30年2月6日告示第9号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に基づき、北杜市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定等を行うため、北杜市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係福祉団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課で行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年5月1日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

2 この告示の施行日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成30年2月6日告示第9号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

3 第4次北杜市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No	所 属	委 員 名	備 考
1	北杜市社会福祉協議会 会長	日野水 丈士	会長
2	帝京学園短期大学 教授	吉田 百加利	副会長
3	北杜市代表区長会 会長	清水 精	
4	北杜市地域委員会連絡協議会 会長	村田 茂	
5	北杜市青少年育成北杜市民会議 会長	跡部 元	
6	北杜市民生委員児童委員協議会 会長	栗澤 雅子	
7	北杜市老人クラブ連合会 会長	小林 初男	
8	防災ママ@北杜 代表	鷹野 紀子	
9	社会福祉法人緑樹会 理事長	石井 貴志	
10	福祉後見事務所ほたり 所長	宮沢 秀一	

4 策定経過

日付	名称	内容
令和3年7月9日	第1回北杜市地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 北杜市地域福祉計画の概要について (2) 第3次地域福祉計画の取り組み状況及び第4次計画の方向性について (3) 市民アンケート調査について
令和3年8月2日～ 8月18日	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民：市内在住の方から無作為抽出 ・団体：民生児童委員、地区代表、各種団体の方 ・市窓口・相談機関：窓口業務を担当する職員
令和3年10月29日	第2回北杜市地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉推進のためのアンケート調査の集計結果について (2) 第4次北杜市地域福祉計画骨子(案)について
令和3年11月19日	第3回北杜市地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第4次北杜市地域福祉計画の体系・骨子の検討 (2) 第4次北杜市地域福祉計画素案について
令和4年1月7日～ 2月7日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次北杜市地域福祉計画素案について意見募集 提出方法：FAX、電子メール、郵便、持参（直接提出）による
令和4年2月21日	第4回北杜市地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) パブリックコメントの結果報告について (2) 第4次北杜市地域福祉計画最終案について (3) 第4次北杜市地域福祉計画概要版(案)について

5 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのことをいう。

【か行】

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

【さ行】

在宅医療

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

自主防災組織

自分たちが住む地域において、災害による被害を防止し軽減するために、自覚と連帯感に基づき、自主的、自発的に活動する防災組織。

障害福祉計画

障害者自立支援法に基づく市の計画で、障がい者それぞれの日常生活の自立・社会的自立を支える自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事項を示す計画。

自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳。身体障害者とは、身体障害者障害程度等級表に該当する障がいにより都道府県から障がいの認定を受けて手帳を交付された人をいう。

生活困窮者

生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

地域福祉活動計画

地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画であり、社会福祉協議会が中心となり策定する。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたもの。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障がい（物忘れなど）、精神症状・行動障がい（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

【は行】

ハザードマップ

将来危険が予想される自然災害について、発生しやすい自然災害の種類、範囲や危険度などを一定の基準で評価して示した地図。

ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成 22 年 5 月 19 日公表）で定義される「さまざまな要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」。

ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

【や行】

ヤングケアラー

本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。

要配慮者

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。

【数字／英字】

DV

ドメスティック・バイオレンスの略称。親しい間柄の異性（配偶者・恋人・事実婚を含む）から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力を指す。

NPO

特定非営利活動促進法に定める分野の非営利活動を行う民間の団体が、特定非営利活動法人（NPO法人）という法人格を取得することで、継続的かつ健全な活動を展開することができる制度。

NPO法人

民間非営利団体のうち、法的な人格を認めた特定非営利活動法人のこと。

PDCAサイクル

計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (action) のプロセスを順に実施し、最後の action では check の結果から、最初の plan の内容を見直して、次回の plan に結び付ける。このプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

第4次北杜市地域福祉計画

発行：北杜市福祉保健部福祉課 〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1

電話：0551-42-1334 Fax：0551-42-1125

メールアドレス fukushi@city.hokuto.yamanashi.jp

